

食品に関するリスクコミュニケーション

健康食品に関する最近の話題
～健康食品との付き合い方を考える～

議事録

平成29年12月13日（水）

東京会場

（日本教育会館 8階第一会議室）

主催

消費者庁

内閣府食品安全委員会

厚生労働省

○司会（消費者庁・藤田）

皆さん、こんにちは。時間となりました。お待たせいたしました。ただいまから「食品に関するリスクコミュニケーション『健康食品に関する最近の話題～健康食品との付き合い方を考える～』」を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます消費者庁消費者安全課の藤田と申します。よろしくお願いいたします。

会の開催に当たりまして、まず初めに、本日の意見交換会の目的を紹介させていただきます。

消費者庁では、食品安全に関して様々なテーマやスタイルでリスクコミュニケーションに取り組んでまいりました。この中で、消費者への正確な情報発信や意見の収集・交換に努めてまいりました。こうした取り組みの一環として、本日は関係省庁の連携のもとで「健康食品」をテーマに意見交換会を開催する運びとなりました。

健康食品は現在、多くの消費者に広く利用されております。様々な種類の製品が流通して市場規模は拡大傾向にあります。一方で、全国の消費生活センターには健康食品に関する様々な相談が寄せられております。こうした中で、消費者が正確な情報に基づいて、自らのライフスタイルや健康状態に合わせて適切に健康食品を利用するといったことがますます重要になってきています。

本日の目標は、消費者、有識者、事業者、行政担当者などが一堂に会しまして、健康食品の安全性や有効性、表示の見方などの基本的な知識や最近の話題などについて共有して、消費者の皆様にとどのように健康食品を利用すればいいのか、健康食品との付き合い方を考えるきっかけにさせていただくことにあります。また、事業者や行政担当者も様々な立場の皆様からのお考えを伺いまして、今後の施策や取り組みの参考にさせていただきたいと思っております。

パネリストの皆様、ご来場の皆様からは忌憚のないご意見をいただきつつ、また、それぞれの意見を尊重して相互の理解が深まるようにご協力をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、本日の配布資料を確認したいと思います。机の上に茶色い封筒があったかと思っております。この中身を出していただけますでしょうか。

一番上に本日の議事次第があると思っております。この裏面に配布資料一覧がございます。一々読み上げませんが、この順番に資料が入っていると思っております。ざっと見て、資料1、2、3、4ぐらいがあるかどうか確認していただきまして、ないようでしたら手を挙げていただければと思います。また、会の途中でも、乱丁・落丁もしくは資料がないということがありましたら、お手を挙げていただければ近くのスタッフが伺いますので、その際にこれがないとか、このページがないと言っていただければ、交換することは可能ですので、よろしくお願いいたします。

いたします。また、資料をもう一部欲しいという方は、余部がある限り差し上げることができますので、休憩時間中に受付の方においでください。余部がある限りお持ちいただけます。今、ぱっと見てこの資料がないという方はいらっしゃいますでしょうか。大丈夫そうですね。では、会の途中でも何かございましたら手を挙げてお知らせください。

次に、次第をご覧ください。本日の進行ですけれども、前半は基調講演と各府省の担当者からの情報提供となっております。休憩を挟みまして、パネルディスカッション、会場の皆様との意見交換を行います。

本日の終わりは16時20分を予定しております。円滑な議事進行へのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきます。写真撮影されている方等ございましたら、ここで終わらせてください。また、写真撮影にみの方はここでご退席をお願いいたします。なお、主催者による撮影は継続させていただきます。

(報道関係者退室)

○司会（消費者庁・藤田）

それでは、次第2番目の情報提供に入ります。基調講演は「健康食品を利用する際の注意すべきポイント」と題しまして、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所食品保健機能研究部部長の梅垣敬三先生からお願いいたします。では、梅垣先生、よろしくお願いいたします。

○梅垣氏（医薬基盤・健康・栄養研究所）

〔スライド1〕

皆様、こんにちは。ただいまご紹介いただきました国立健康・栄養研究所の梅垣と申します。

今日は健康食品について3つに絞ってお話をしたいと思います。

〔スライド2〕

お手元に全てスライドの写しがありますので、お手元の資料で見ただければと思います。

一番重要なのは、健康食品と称するものが何かということです。健康食品と言っている呼び方がよくない、不健康食品と言わなければいけないとかという意見もあります。でも、呼び方や名前を変えても問題は解決できません。人によっていろんな思いがありますから、実際に健康食品と称するものはどういうものかという実態の認識をした方がいいと考えます。そこで、まず1番目にそ

の話をしてします。

2番目に、健康食品を使う人についてです。健康な人は、実際は使わない。健康に何か不安がある人が使います。そういう方は健康食品を医薬品と勘違いして使う場合があります。では医薬品とどう違うかというお話をしたいと思います。

3番目に、エビデンスを踏まえた利用方法についてです。健康食品と認識されているものには、国が機能性表示を認めている特定保健用食品というのがあります。そういう食品をどううまく使えばいいかということをお話ししたいと思います。

〔スライド3〕

まず、健康効果を標榜した食品というと、海藻、ミカン、ヨーグルト、お茶、錠剤、こういうものがあります。このような健康の保持増進に資する食品全般、これら全部が健康食品と一般に言われています。

健康食品という言葉で調べますと解説が書いてあります。ですから今さら健康食品という言葉を使わないようにというのは難しいと思います。理解していただきたいのは、こういう健康にいいと一般の方が思われている食品の全てが健康食品で、普通の食品形態のものから、錠剤・カプセルのものまであるということです。

錠剤・カプセルのものは特定成分が濃縮されています。錠剤・カプセルのものがサプリメントと言われています。特定成分が濃縮されているということは有害な影響も起こりやすいし、使い方も毎日毎日使ってしまう。そういった製品をうまく使えるかどうか、ここが非常に問題になっているのです。

今のところ、健康食品と認識されている製品の多く、また、メディアで取り上げられているものは、ほとんどが錠剤・カプセルのものなので、健康食品とサプリメントを一般の方は同じように捉えられていると考えていいと思います。

なお、資料の下に「健康食品Q&A p7A1、p8A2」と書いてあるのは、消費者庁が作られた「健康食品Q&A」の資料に大体該当する内容ということです。後でご覧になっていただければと思います。

〔スライド4〕

世の中にはいろんな健康食品があります。それらの製品の有効性の根拠となるものは、例えば大学や学会で実施された試験管内実験、動物実験、ヒト試験です。それらの根拠を事業者の方が参照して製品が作られています。試験管内実験、動物実験、ヒト試験、これらは必ず試験をしているわけです。ここでないのは体験談です。体験談を科学的根拠と思われている人がいますが、これは全く根拠にはならない。例えば1,000人が摂取して1人しか効果がなかったと聞いたら、誰も使わないですね。何人にとって何人効果があったという数値データ

がきっちり出てきているのが科学的なものです。体験談はこういう機能性表示をした食品ではほとんど考える必要はないと思います。

ちなみに、試験管内実験を根拠として製品ができている場合がありますし、動物実験で製品が作られている場合もあります。ヒト試験でもいろいろな試験方法があります。わかりにくいかもしれませんが、Randomized Controlled Trial（無作為化比較試験）というのがあり、これは信頼性の高い試験方法で、こういうしっかりした試験方法で実施した結果を踏まえて製品が作られているものもあります。実は特定保健用食品は、この無作為化比較試験をしないと認められていません。試験管内実験、動物実験の結果だけだと、ヒトがどのように使っても効果が得られるかわからない。ですから、最終的にはやはりヒト試験がないといけないという解釈をしていいと思います。

一番の問題は、消費者が希望する製品を選ばれるときに、その製品がどういふ根拠で作られているか知りたいですね。知りたいときに表示を見られます。その表示がいいかげんな根拠だったら困ります。そこに法律による表示の規制、要するに、機能性表示をしてもいいかどうかという規制があるわけです。

〔スライド5〕

次のページです。健康食品はあくまでも食品の中にあります。健康にいいという食品全般ですね。医薬品ではないということは、明確にしておかなければいけない点です。

この食品の中には2つあります。一つは国が制度を作って機能性表示ができるもので、ここに保健機能食品というのがあります。これは特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品、この3つの総称名です。これらは国の表示に関するルールを満たせば、機能性表示ができるものです。

一方、機能性表示ができないもの、それがここでは「その他健康食品」としているもので、「いわゆる健康食品」という言い方もされています。ルールを満たしていれば機能性表示ができる食品になるのです。表示のルールを満たせない食品は機能性表示ができないので、どうやって販売しているかという、一般的には体験談を使って売っているという状況があります。

余談になりますが、この右側に機能性食品があり、こちらの左側に表示ができる機能性表示食品というのがあります。この「表示」という言葉が入っているだけで全然違うものなのですが、一般の方は非常にわかりにくいと思います。こういう場で、機能性表示食品と機能性食品と呼ばれるものは違うということを確認に認識していただいて、消費者に伝えていただければいいのではないかと思います。

一番の問題点は、機能性表示を認められていない製品の中に、無承認無許可医薬品といって、例えば癌に効く、糖尿病に効くといった標ぼうや、医薬品成

分を入れてしまっているような製品があります。これは食品のカテゴリーから外れて無承認無許可医薬品という扱いになります。

健康食品の言葉の問題もありますが、健康食品は表示のルールがあつて、機能性表示ができるものとできないものがある。この2つに分けられるということをごぜひ認識していただきたいと思います。

〔スライド6〕

では、医薬品と健康食品の違いについてお話をしたいと思います。

〔スライド7〕

健康な人は健康食品を余りとらないです。体調に不安があるような人は健康食品をとります。そういう方は、健康食品を医薬品と勘違いして使われる場合があります。健康食品と医薬品は明確に区別することが非常に重要です。なぜかと言うと、現在行われている治療をやめて健康食品で治療しようという人も中にはいますが、食品には当然そんなに効果はないはずで、ですから、病状は悪化してしまう。健康食品自体は安全であっても、間違えて使うとそれは悪いものになってしまうのです。

それから、医薬品と健康食品を一緒に飲んだとき、相互作用によって薬の効果が効き過ぎたり、効かなくなったり、副作用が出たりします。ここのも問題です。

結局は適切な医療環境が保持できなくなるのです。医療関係者は適切な医療を提供することができないし、消費者も適切な医療を受ける機会を逃してしまう。これが恐らく健康食品の問題で非常に重要なところと考えていいと思います。

〔スライド8〕

いろんな国が食品に、栄養表示、健康強調表示、疾病のリスク低減表示をしています。この資料は消費者庁が以前に調査されたときの結果をそのまま写したものです。アメリカ、EU、韓国、中国、それから日本があり、日本では栄養機能食品、特定保健用食品、機能性表示食品というのがあります。

見ていただきたいのは一番右側です。「疾病の治療、予防を目的とする表示」というのは、どこの国も医薬品以外には認めていません。これは非常に重要なことで、医薬品以外のものが医薬品のように使われてしまうと、まともな医療環境が保持できなくなるからです。これが一番問題になるということです。

表示は消費者のためにします。消費者が誤認して正しい医療を受けられなくなるというのが非常に問題で、どこの国もこういう表示の制度をきっちり作って、医薬品以外のものに対して「疾病の治療、予防を目的とする表示」をしてはいけないということにしているのです。

〔スライド9〕

では、健康食品と医薬品の違いはどこにあるかというところ、大きく分けて3つあります。図の左側が医薬品、右側が健康食品です。

製品の品質とみると、医薬品は一定の品質が保たれるようにできていますが、健康食品の場合、品質は企業によってばらばらです。原材料もいろんな品質のものが使われます。ちゃんと作っている企業もあれば、かなりいいかげんに、普通の食品と同じように作っている企業もあるようですが、よくわかりません。

それから、医薬品は病気の人を対象にして試験をしています。健康食品の場合は、試験の対象者は健康が気になるような人、病気の人を対象にして健康食品で治療するという試験はまずしていないと思います。健康食品を病気の人がとったときにどうなるかわからない、何が起きるかわからないという問題点があるわけです。

それから、余り注目されていませんが、医薬品は作用が強いですから副作用も起きやすい。だから、医師、薬剤師の管理下で利用されています。そのような状況ならば、何か問題が起こったときに、この薬はやめましょう、この薬にかえましょうという指導を受けることができますが、健康食品の場合は消費者が自由に選択、利用しています。健康食品は、あくまでも食品として位置づけられています。

この3つのポイントが、医薬品と健康食品の大きな違いです。何を、誰が、どのような目的、どのような環境で利用するかが非常に重要で、ここの認識ができていないで、健康食品を薬と間違えて使ってしまうと健康被害を受けてしまうということになるわけです。

〔スライド10〕

稀な事例かもしれませんが、2014年にアメリカで未熟児にダイエタリーサプリメントが病院で投与されて未熟児が死んだという事例がありました。ダイエタリーサプリメントはアメリカできっちりとした制度があるものです。

この製品に何が入っていたかというところ、プロバイオティック、今はやりの腸内細菌の何とか、そういうものです。その製品は乳児、小児向けに販売されていました。何も問題が起こるはずがないと思ってもいいのかもしれませんが、実際に製品がクモノスカビに汚染されていたのです。それを病院で使っていた。これが医療に使えるかどうか問題なのです。サプリメントは医薬品のような徹底した製造管理がされていません。もしこれが医薬品だったら、こういう汚染したような製品は製造されていないはずなんです。

健康食品の中に医薬品のような錠剤・カプセルがあって、子供向けというのが使われていますが、それらの製品はあくまでも病気の人を対象に作られたものではないということを知っておかないと、こういう事故が起こり得るということです。

〔スライド11〕

基本的に全ての人に安全な製品はありません。ゼロリスクはないと、いろんなところで言われています。特に病気の人、高齢者、妊婦、小児、こういう人が健康食品、特に錠剤・カプセルの製品を摂取して本当に安全かどうか、そういう試験をしたデータはないのです。

例えば子供を対象にした錠剤・カプセルのサプリメントがありますが、子供が摂取して問題ないか調べたデータはないし、そういう試験を倫理的に食品でできるということはまずないと思います。ですから、医薬品と勘違いして間違った使い方によって健康被害が起こる可能性があるのです。

現在のようないろいろな食べ物がある状況で、小児、妊婦が何も錠剤・カプセルのサプリメントをとる必要はないと思います。医薬品をきっちり使うのであればいい。もしサプリメントを使うとしてもしっかりした医療関係者の助言を受けて使えばいいのです。消費者がテレビコマーシャルやインターネットの情報をみてそのまま使うということは、何か問題が起こったときに直ちに対応することができない。このところは非常に重要だと思います。

〔スライド12〕

次に、エビデンスを踏まえた利用法についてお話しします。健康食品は全て悪、全ていいというわけではありません。それぞれ特徴があります。一番重要なのは、誰が、どうやって使うかということです。今メディアで取り上げられているのは、この製品がいい、この製品が悪い、そこばかりです。誰が、どうやって使うか、その使い方のところをもう少し注目した方がいいのではないかと思います。

〔スライド13〕

健康食品では、情報が非常に問題です。情報の特徴を見てみますと、まず、何も検討しないで天然・自然だったら安全、合成品は危険とされている。調べないで天然だったら安全、合成品は危険と考えるのはおかしいです。調べてあるかどうかというのが非常に重要で、天然・自然だったら安全ということはありません。天然の毒素はいっぱいあります。そういうことを考えると、調べてあるかどうかというのが一番チェックすべきポイントになります。

2番目、食材から得られた情報がそのままサプリメントの有効性情報となっていることです。いろんな研究がされていまして、ヒトで行いやすいのは普通の食物です。コーヒーとか、いろんな食材を食べたときにどうだったかというデータは出てきますが、食材の中のどの成分に効果があるかは、実際にはわかりません。そこを勘違いされている情報があります。

3番目、特定成分の情報とそれを含む原材料及び製品の情報が混同されています。

4番目、特定成分の消化吸収、体内濃度、生体への影響の関係がほとんど理解されていません。食品の中に何かいいという成分が入っていると、それを食べたらいいと思われていますが、実際には特定成分が一定量ないと効果は出てきません。食品の中に入っているものだから安全というのも問題で、特定成分の摂取量が多くなると有害な影響が出てきます。そのような、特定成分の摂取量と生体に対する影響の関係が、食品の分野では理解されていません。

5番目、対象者、摂取物質、摂取量、摂取期間、この関係が正しく理解されていません。

6番目、科学的な手法によって実施された論文データが示されていると言われていることがありますが、対照群を置かないで実施された研究結果は、摂取した成分の影響がよくわかりません。食品の場合、2週間、3週間、1カ月ぐらい摂取して出てくるような効果なのですが、その間に我々の食生活、生活習慣だって変わっている可能性があります。ですから、対照群がない試験をして、前後比較で効果があったというのは、摂取した成分の影響かどうかよくわからないということです。今から忘年会シーズンになりますが、忘年会シーズンの真ただ中で試験を始めて、皆さんがまともな食生活、生活習慣になる時期になれば、臨床検査値は正常になっているはずで、そのようにすると、良いデータが作れるのです。だから、対照群がないといけないということです。

7番目、何らかの効果があることは有害な影響が出る可能性が高いことを示しているということです。有効性は過大評価、安全性は過小評価されているというのは、健康食品情報の典型的な問題です。何か効果があるということは、都合の悪いことも起こり得ると考えなければいけないということです。

[スライド14]

具体的にお話をします。何とかの効果があるというのはよく出てきます。野菜や果物をとったら疫学調査で病気の予防効果があったというデータはしょっちゅう出てきますし、情報も出てきます。しかし、食材の中の何に効果があったかというのは実はわからない。調べてみなければわからない。

緑黄色野菜を食べている人はがんになりにくいとかなり昔から言われていて、その中のβ-カロテンががん予防に効果があると思われていました。実際にβ-カロテンのサプリメントをとって効果があるかどうかわからなかったので、海外でかなり試験がされました。そうすると、肺がんを起しやすいようなアスベストに曝露された人、たばこを吸う人はもっと肺がんを起しやすいという、全く逆の結果が出てきたのです。どういうことかということ、科学的な根拠は野菜や果物、つまり普通の食材をとったときのデータであって、この中の特定の成分をとったときのデータではないのです。何から摂取したかというところをきっちり区別しなければいけないということです。

〔スライド15〕

それから、原材料の情報と製品の情報が勘違いされています。私もインターネットを見て、最終製品、例えば錠剤・カプセルがどういう製品で何が入っているか調べるのですが、ほとんどの製品の情報は体験談がずっと並んでいます。何が入っているか、やっとな情報の最後の方でたどり着いても、原材料の名前しか書いていない。どういう原材料を使っているか、どれだけの量が入っているかが重要です。最終製品に使われている原材料が本当に品質の確かなものを使っているのか、効果が出る量なのか、安全な量なのかを全く考えないで、適当に製造されている製品があります。原材料の純度と量が有効性と安全性に非常に大きく影響してくる。一般の方が製品を見るとき、コマーシャルで何とかがいいという話があるとそれがいいと思ってしまうのですが、量がないと効果が出ないし、量が多いと有害な影響が出る。そのことを理解していれば、製品の情報と原材料の情報は必ずしも一致しないということが理解できるのではないかと思います。

〔スライド16〕

食品の形態をしているというのは非常に重要な点です。横軸は特定の成分の摂取量、縦軸は生体に対する影響です。あるものをとっていくと有効な反応が出てきますが、あるところから有害な反応が必ず出てくるので、有効性のカーブは下がってきます。

これはレバーの絵です。レバーの中にはビタミンAが多いので、毎日レバーを食べたらビタミンAの過剰症を起こします。普通そんなことをする人はいません。なぜかという、普通の食品だと体積があって、味、香りがあります。私たちの嗜好性があるので、毎日同じものは食べないのです。だから、普通の食材を摂取している条件では特定成分の過剰摂取はしない。

だから基本的に何かを摂取するとしたら、味、香り、容積があるものを摂取した方がよいと言えるのです。そうすれば、いろんなものが不足したり過剰になったりすることはない。これが一番安全な食べ方なのです。

ただ、世の中には食べられない人がいます。そういう方はバランスよく食べることができないので、錠剤・カプセルを使ってもいい。ただし、錠剤・カプセルの場合は、とり過ぎて有害な影響が出る可能性がある。それをよく理解して、知って使えば問題ない。要するに、製品のところに問題もあるのですが、どう使うかという使い方の問題があります。そこで専門職のアドバイスを受けて使うというのが重要になってくると考えていいと思います。

〔スライド17〕

健康食品が生活習慣の改善につながる利用、これが非常に重要です。健康食品は医薬品ではないので、劇的な作用などはありません。もしあったら、それ

は危ない製品になります。保健機能食品でも、効果があったとしてもほんのちよつとで、かつ効果は限定的な条件で得られています。有効性の科学的根拠があっても実質的な影響はわずかです。

例えば体重が70kg、80kgのかなり太った人が特定保健用食品を2カ月、3カ月とって体重が2kg落ちたというデータがあります。科学的には対照群と比較して間違いないので、情報は間違っていないです。しかし、3カ月間もとって、太った人がたった2kg体重が落ちるとするのはほとんど意味がないですね。実質的には意味がない。だからどうやって使うかというのが問題なのです。

出されている情報は嘘ではないので、我々がどうやって使うかというところが重要になります。保健機能食品は、ほとんどが生活習慣病の対応なのです。生活習慣病の原因は何かというと、それは生活習慣にあるのです。生活習慣を変えなければ、どれだけ優れた作用の強い薬であっても病状は改善しないでしょう。

我々はわかっているけれども生活習慣を改善することはなかなかできません。そこで、例えば保健機能食品を使うから歩こう、食事を見直そうなど、その食品を利用することが生活習慣の改善につながるということが重要です。これが有効な利用方法だと考えていいと思います。特定保健用食品は嘘だとか、そういういろんな批判はありますが、製品自体はそんなに効果は強くない。だから、我々がどうやって利用するかということをもう少し考えていけば、保健機能食品については、それなりに役に立つ食品になると思います。

〔スライド18〕

錠剤・カプセルの製品は、ある成分が不足している人がとったら意味があります。しかし、ほとんどの人が不足しているかどうかを考えていません。自分が本当に不足しているかどうかを把握してから使わなければいけないのだが、ではどうやったらいいのか、という質問を受けることがあります。

そのときに参考になるのは、栄養成分の表示です。例えば、カルシウムが足りない人が、カルシウムのサプリメントを最初からとるのではなくて、日ごろとっている食品中のカルシウムがどれくらいあるか調べればいいのです。食品A、食品B、食品C、食品D、ヨーグルト、牛乳、いろんな食品に栄養成分表示があります。それぞれの表示値を足していくと、必要な量に達しているかどうかを自分で推定できます。それをして本当に足りないのだったら、足りない分を補えばいいということです。これも製品の上手な使い方なのです。製品がいい悪いというのではなくて、どう使うかということが重要だということを考えれば、サプリメントがだめだとまでは言えない。要するに、使い方のところをもう少し考えていただいた方がいい。その使い方のところに役立つのが食品の表示なのです。

〔スライド19〕

食品の表示は、基本的に企業と消費者を結びつける一つの言語と考えていいと思います。食品の表示を消費者が理解できなければ全く意味がありません。そのところを、行政、消費者、企業といった関係者全体で考えていかなければいけないと思っています。

ここにある製品の例があります。パッケージに「あなたの××をサポート」と書いてある。大体このような表示が多くて、消費者の方はこれを見えています。実はこれはキャッチコピー、キャッチフレーズで、行政が、例えばトクホなどでチェックしている本来の表示ではありません。本来の表示はこの枠の中で、トクホなどではこの枠内をかなり注意してチェックしています。この枠の中に何が書いてあるかということ、原材料名、許可表示、何とかを含むためにどうのこうのということ、それから栄養成分表示、摂取する上での注意事項、問い合わせ先などです。これらは消費者が参考にするために表示がしてあるわけですから、できるだけ見てほしい。そういうことを普及していかなければいけないと思います。

〔スライド20〕

世の中には、これを摂取していて体調がいいという人がいます。そういう人に健康食品はいいかげんだからやめなさいと言ってもやめません。誰が、何を、どれだけの量と期間、どのような目的で摂取して、どうなったか、ここが重要で、みんなに効くものはないだろうし、みんなに危ないものがあるかということ、そうでもないかもしれない。

だから錠剤・カプセルの製品は、利用状況のメモをとっていただきたいとお願いしています。どこの製品を、いつ、どれだけとったか、そのときの体調のメモを書いてくださいということです。例えば、調子が変わらないというメモが1カ月、2カ月並んできたなら、大体とらないですね。一方、調子がいいという人も中にはいます。調子がいいという人にやめなさいと言ってもやめません。結局、摂取して良いかどうかは個人が判断するものなので、本当にいいかどうかというのをメモしてほしい。

一番重要なのは安全性のところ、調子が悪い、胃が痛い、発疹が出たというメモがあれば、そこで一旦やめてほしいとお願いします。メモがないとわからないと思います。例えば発疹が出たとしても、私たちは他の食品もいろいろ食べていますから、その症状は健康食品が原因と断定はできません。しかし、メモをとっていけば、本当に健康食品かどうかというのは推定できます。こういうメモをとりながら、自分に合った健康食品があるかもしれないというふうを考えて使われるのだったらまだいいと思います。しかし、メモをとらずに単にとっているだけというのは問題だと思います。特に健康食品を何種類もとる

人がいます。何種類もとる人というのは危ないです。自分に合った健康食品がひよっとしたらあるかもしれないけれども、それも摂取をやめなければいけない状況になります。この利用のメモを取りながら使うというのは、安全に使う上で、非常に重要だと思います。

〔スライド21〕

健康食品では情報が問題です。世の中にはいろいろな情報が出ていますが、大体は、企業から出されている情報です。インターネットの検索サイトで「健康食品」と入力したら、ほとんどが企業の情報です。公的機関の情報にはなかなかたどり着かない。そこで、我々の研究所では健康食品のデータベースを作っています。それを消費者に伝えたい。ただし、消費者は、効くか効かないか、安全か危険か、どっちかの判断を求められています。製品は、誰が、どうやって使うかによって、安全である場合もあるし、危険である場合もある。なかなか判断は難しいのです。

消費者にわかりやすい情報を出すように言われるのですが、消費者にわかりやすい情報というのは、効くか効かないか、安全か危険かという両極端の内容で、言いかえたら誤解されやすい情報になっています。本当に必要なのは、専門職の方を介して情報を伝えることで、そういう取り組みをもっと進めていかなければいけないと思います。

我々の研究所から提供している情報は、誰が、何を、どれだけの量を摂取して、どうなったかと具体的に書いています。そういった記載によって、安全性の情報についても過大評価することは多分ないでしょうし、有効性の情報についても、それなりに冷静に判断できると考えています。

〔スライド22〕

研究所が提供している情報の中の特徴的なお話をします。いろいろありますが、一次情報をなるべく提供するようにしています。一次情報というのは詳細なデータがたどれるものです。要するに、対象者が誰で、何を、どういう期間、どれだけとって、数値データとしてどういう項目が測定され、本当に効果があったかどうかというのが書いてあるものです。

最近、メタ分析というのが行われ、こういう一次情報を集めて分析している場合もあります。効く、効かないという一次情報があって、総合的に見てどうなのだと評価しているものです。これは二次情報源としても、もとの一次情報がしっかりたどれます。

一番の問題なのは一般的な読み物として出されている解説文です。ある医師の方が書いたとかいう書籍があります。これは科学的な情報とは多分言わないと思います。なぜかという記載されている根拠が辿れません。また、解説文や解説書というのは書かれた方の個人的な意見がかなり反映されています。ほ

とんどの人はこんなことはないと思っているけれども、その人だけが思っている書いていることがあります。

そういう解説文と一次情報を区別しないといけないと思っていますが、ここがなかなか伝わらない。今日お見えの方は、一般的な読み物として出版されている解説書は必ずしも科学的な情報とはならないことを理解していただきたい。解説書の中で、一次情報の文献が書いてあれば、それはよいのですが、一般的に解説には出典もどういった一次情報をもとしているかというのがわからない。そのようなことを踏まえて、我々の研究所ではデータベースに情報を蓄積して、一般に公開しています。

〔スライド23〕

健康食品の現状と問題点です。不確かな食品成分に関する健康情報が雨のように降り注いでいます。一方で根本的に食生活の乱れや運動不足などの生活習慣の問題があります。この2つの要因があって、いろんな健康食品、魅力的な健康食品が出て、玉石混交の状態になっている。

確かな情報を出せばいいという話がありますが、情報だけ出しても、根本に生活習慣の問題があります。生活習慣をいかに改善するかという視点がないと、ただ単に情報を出しているだけでは、今の健康食品の問題は対応できないと思います。

問題の解決はこの①と②の両方に対応して初めてできる。そこで、例えば特定保健用食品があれば、毎日の生活習慣が大事なのだということを消費者の方に認識して使ってもらえば、その効果を実感できる。健康食品の問題というのは、そういうところを考えて対応していかなければいけないと考えています。

〔スライド24〕

お手元の消費者庁が作られた「健康食品Q&A」があります。それぞれのスライドに該当箇所の番号が書いてありますので、後で見ただけであればと思います。1番目、栄養の偏りや運動不足があるので、健康食品でカバーしたいということですが、生活習慣に問題があるので、手軽に何かを摂取して問題の改善はできないですね。そういう甘い世界はないということです。

2番目に、痛みの症状を軽くしたり病気を治したりするために健康食品を利用したいということですが、健康食品は薬ではないです。もしそれができるのであれば、それは危ない商品です。

そういうように基本的なことが全部書いてありますので、是非使ってくださいと思います。

〔スライド25〕

このスライド以降も、後で見ただけであればいいと思います。

〔スライド28〕

利用上の注意です。効果がない場合はたくさん使ったり高額な製品に変えたりすれば効果が出ますかということですが、そんなことはありません。必ずメモをとっていただきたいと思います。もし使うのであれば、メモをとりながら使う。それができない人は安全に使えないと考えていいと思います。

〔スライド29〕

記載してあるそのままですから、後で見ておいていただければと思います。
以上です。どうもありがとうございました。（拍手）

○司会（消費者庁・藤田）

梅垣先生、どうもありがとうございました。

続きまして、行政の取り組みの説明に移りたいと思います。

「健康食品の表示・広告の見方」と題しまして、消費者庁表示対策課食品表示対策室長の阿部洋介からお話いたします。それでは、阿部さん、よろしくお願いいいたします。

○阿部（消費者庁）

〔スライド1〕

ただいまご紹介ありました表示対策課食品表示対策室の阿部と申します。よろしくお願いいいたします。

本日は「健康食品の表示・広告の見方」をテーマにお話をさせていただきます。今、梅垣先生がいろいろお話しされたこととかぶるところもありますので、聞いたという内容もあると思いますが、最後まで聞いていただければと思います。

〔スライド2〕

本日、私からお話しするのは「トピックス」と書いてありますが、①健康食品の表示の見方、②誇大表示・広告の禁止、③違反事例、④信頼できる情報源、⑤バランス食生活ということでお話をさせていただきます。

〔スライド3〕

まず最初に、健康食品の表示の見方です。

〔スライド4〕

字がかなり細かくて申しわけありません。健康食品のうち、国が定めた安全性や有効性に関する基準などに従って食品のパッケージに機能性が表示されている食品は、1つ目が特定保健用食品、2つ目が栄養機能食品、3つ目が機能性表示食品です。そして、その他の健康食品、一般食品となります。

このうち1つ目、トクホ、特定保健用食品と呼ばれているものでございます。科学的根拠に基づいて、例えば「おなかの調子を整える」、「糖の吸収を穏や

かにする」、「コレステロールの吸収を抑える」などの表示が許可されている食品です。表示されている効果や安全性については国が審査を行って、食品ごとに消費者庁長官が許可をしております。商品のパッケージにはトクホの許可マークや許可表示がされているもので、皆さんご存じのことと思います。

2つ目が栄養機能食品です。1日に必要な栄養成分、例えばビタミンC、カルシウムが不足しがちな場合、その補給・補完のために利用する食品です。既に科学的根拠が確認されている栄養成分として、ビタミン13種類、ミネラル6種類、脂肪酸1種類の計20種類でございます。国が定めた一定量を含む食品であれば、特に行政に届けをしなくても、国が定めた表現、例えば「カルシウムや骨や歯の形成に必要な栄養素です」というふうに書かれております。商品には「栄養機能食品（カルシウム）」が表示されているところでございます。

3つ目が機能性表示食品です。事業者の責任において科学的根拠に基づいて機能性を表示する。例えばAという成分が含まれてBという機能があると報告されている食品などです。事業者の方々が販売前に、安全性や機能性の根拠に関する情報などについて消費者庁に届けられたものでございます。ただし、特定保健用食品と異なりまして、消費者庁の許可を受けたものではありません。商品には機能性表示食品ということや届け出番号が表示されています。

このような国の制度に基づきまして、健康保持・増進効果が表示された食品は、消費生活の一つの目安になるものと考えられております。

その他の健康食品もありますが、食品のパッケージに機能を表示することが認められていないため、広告に健康保持・増進効果を表示しております。

〔スライド5〕

次に、健康食品の表示の見方です。パッケージの表示例ですが、パッケージに記載されている表示例を用いてご説明いたします。パッケージに強調表示されたキャッチコピーにどうしても目が行きがちになります。キャッチコピーには、ある程度の誇張があると消費者の皆さんも理解していると思いますが、法に基づき表示が義務づけられている内容をしっかり確認していただくことが重要と思っております。

例えば、これはトクホの場合でございますが、①に機能性表示食品である旨の表示があります。②として機能性の内容、③は1日当たりの摂取の目安量、④として摂取する上での注意事項が書かれております。健康食品を安全かつ有効に使用する上での大変重要な情報になっておりますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

〔スライド6〕

続きまして、誇大表示・広告の禁止です。

〔スライド7〕

嘘や誤認させる表示・広告の禁止ですが、近年、国民の健康志向が高まる中で、パッケージの他、新聞、テレビ、インターネットなどの媒体で多くの広告が見られています。健康保持に対して優れた効果、摂取による飛躍的な効果が得られた体験談があったり、効果が得られた動物の試験結果を広告して、健康になりたい、痩せたい、不安を持って期待する消費者にとってとても魅力的なキャッチコピー、絵、図、そうしたものが見受けられています。中には、健康保持・増進効果を実証していないにもかかわらず広告しているものも含まれております。

このように健康保持・増進効果が実証されていないにもかかわらず効果を期待させるような虚偽・誇大広告をすることは、消費者に優良誤認を与え、期待を裏切る行為でありまして、私どもが所管します景品表示法や健康増進法で禁止されております。

これらの法律の規定は、特定の用語や文言、表現などを一律に禁止しているものではございませんが、虚偽、誇大な広告に当たるかどうかにつきましては、直接的な表現がなくても表示全体から受ける印象を広告ごとに個別に具体的に判断することになります。

国や自治体では、新聞、テレビ、インターネットのみならず、チラシ、店頭POP、パッケージ、様々な健康食品の広告について監視を行っているところでございます。

〔スライド8〕

次に、違反事例です。

〔スライド9〕

違反事例を幾つか資料にはつけておりますが、そのうちの2つご紹介したいと思います。

違反事例の①です。健康増進法による勧告を行ったものでございます。「毎日おいしく血圧対策」や「血圧が高めの方に『トマト酢生活』」などを表示しているもので、トクホの事例です。本件商品に血圧を下げる効果があると表現し表示することについて消費者庁長官から許可を受けているかのように示し、また、薬物治療によることなく、本件商品を摂取するだけで高血圧を改善する効果が得られるかのように示す表示を行っていました。血圧を下げる効果があると表示することについて消費者庁長官から許可を当然受けていませんし、また、薬物治療によることなく本件商品を摂取するだけで高血圧を改善するという効果は得られないというものでございます。

勧告理由としましては、血圧が140を超える高血圧症は、医師の診断や治療がなければ改善することがなかなかできない病気なので、この広告は、高血圧を抱える方々にとって効果を期待できないにもかかわらず、病院に行く機会を逃

してしまったり薬を飲むことをやめてしまったりするおそれがあるということで、勧告を行っているところでございます。

〔スライド13〕

次に、違反事例の⑤です。機能性表示食品の販売事業者16社に対して平成29年11月7日に措置命令を行っております。中を見ていただくとわかりますが、「運動×食事制限しなくても」とか「皮下脂肪、内臓脂肪に強力アプローチ」とか、太った人の絵と痩せた人の絵の比較など、そういった表示をしているものでございます。対象商品は葛の花イソフラボンを機能性関与成分とするものですが、機能性表示食品として初めての措置命令になります。

この事案は、対象商品を摂取するだけで、運動や食事制限はしなくても誰でもが容易に外見上の変化を認識できるまで腹部の痩身効果が得られるかのように、数値、イラスト、写真、体験談などをもって表示を行っておりました。これは根拠資料を超えた効果を標榜するものでございました。消費者の皆さんが表示を見て期待する程度と根拠資料が示す実際の効果に乖離があるのが認められた事例でございます。機能性表示食品の広告は、届けた内容の範囲を超えないように届け出表示に準じて表示することが重要になってきます。

〔スライド14〕

続きまして、信頼できる情報源です。

〔スライド15〕

これも先ほどの梅垣先生と大分かぶるところがあるのですが、違反事例のように、健康食品の広告のキャッチコピーや比較画像、利用者の体験談を信頼するのではなくて、自分自身で商品に含まれている成分を確認することを消費者の方々にお勧めしたいと思います。インターネット上には健康に関する様々な情報があふれておりますが、必ずしも正確ではないことに気をつけていただく必要があります。このために、自分で食品の成分や安全性や有効性を確認してはどうかと考えているところでございまして、それには信頼できる情報源である必要があると思っています。

先ほどご説明いただきました梅垣先生がお勤めになっております国立健康・栄養研究所の「『健康食品』の安全性・有効性情報」というウェブサイトの中に素材情報データベースがありますので、ぜひそれをご活用いただければと思っております。

〔スライド16〕

最後になります。

〔スライド17〕

健康食品に大変な期待をして、健康食品さえ摂取すればいいという傾向があるのではないかと考えています。こういった傾向を是正し、バランスのとれた

食生活について普及啓発する必要があると思っております。このため、保健機能食品のパッケージには、バランスのとれた食生活とともに利用を勧める文言が記載されております。利用される方はご覧になっていただきたいと思っております。

消費者庁としましては、政府広報でバランスのよい食生活の普及啓発をしております。健康食品の利用につきましても、あくまでも食品の一つであることをよく認識していただいて、補助的に利用することをお勧めしたいと思います。健康な毎日を送るためには、バランスのよい食生活に努めて、運動習慣を身につけるように心がけていただくことが一番だと思っておりますのでございます。

私からの情報提供は以上です。ありがとうございました。（拍手）

○司会（消費者庁・藤田）

阿部室長、どうもありがとうございました。

続きまして「『健康食品』についての19のメッセージ」と題しまして、内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課課長補佐の松下茜さんよりお話しいただきます。それでは、松下さん、お願いいたします。

○松下（内閣府食品安全委員会事務局）

内閣府食品安全委員会事務局の松下と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、内閣府食品安全委員会の方で2年前に出しました「健康食品についての19のメッセージ」というものについてお話をさせていただきます。

〔スライド1〕

私ども内閣府の食品安全委員会には、食品の安全性について消費者の皆様や事業者の皆様のご相談にお答えをするという電話相談窓口を設けております。その電話相談窓口には健康食品に関するご相談も相当たくさん寄せられています。

こちらに挙がっているのが相談事例です。例えば①と②に関しましては、多量に摂ってしまって心配とか、どれだけ摂ればいいのかという量に関する相談、③、④に関しましては、製造者の方が自社製品の安全性についてきちんとご説明できていないために起こってしまっているのではないかと考えられる相談、⑤以降に関しましては、処方薬にかえて健康食品を摂りたい、癌に効くサプリメントを教えてほしいといった健康食品と医薬品を混同されてしまっているご相談などが挙げられます。

〔スライド2〕

これらの相談を見ておきますと、健康食品の安全性の情報は消費者の皆様十分に発信されていないのではないかという問題がございました。そこで、私

ども食品安全委員会では、消費者の方が健康食品とつき合う際、健康被害をできるだけ避けていただくという目的で、消費者の方が知っておくべきことをわかりやすくまとめて発信していこうということになりました。そして、取りまとめましたのが報告書と19個のメッセージです。報告書は100を超える科学的文献をもとに取りまとめられ、それをよりわかりやすく皆様にお伝えするために19個のメッセージという形で発信をしております。この取りまとめに当たっては梅垣先生にもご参加いただき、関わっていただいたところでございます。

〔スライド3〕

本日は、時間の関係上、一つ一つのメッセージをご紹介することはできません。こちらにつきましては、19個のメッセージについてポイントをまとめたものになっております。梅垣先生のご講演とかなり重なるところがございますが、復習も兼ねてお聞きいただければと思います。

1つ目に、健康食品は食品だから、薬物である医薬品と違って安全だと思って使われている方が結構いらっしゃいます。ただ、健康食品も含め、どんな食品にもリスクはあります。食品であっても安全とは限りません。また、天然、自然、ナチュラルといったものが安全というわけでもございません。

2つ目に、健康食品は摂れば摂るほど体によい、健康によいと思っている方がいらっしゃいます。食品が健康によいかどうかというのは、摂る量で決まります。多量に摂ると健康を害するリスクが当然高まります。特に錠剤・カプセルなどのサプリメント形態のものは特定の成分が簡単に多量に摂れてしまうということで、利用に注意が必要です。

3つ目に、何となく自分が栄養不足という気がして、いろいろな種類のビタミンやミネラルのサプリメントを摂られているという方が結構いらっしゃいます。現在の日本では、通常の食事をしていればビタミンやミネラルの欠乏症が問題になるということは非常に稀です。むしろサプリメントからの摂り過ぎが健康被害を起こすことがあるということを忘れないでいただきたいと思います。

4つ目に、健康食品を医薬品がわりにご利用されている方が結構いらっしゃいます。先ほどのお問い合わせにもかなりこのようなご相談が寄せられております。健康食品は、病気を治すもの、医薬品ではございません。自己判断で処方薬をやめて健康食品に変えることは非常に危険ということをお覚えておいてください。

最後に、友達やご家族の方に勧められて健康食品を摂っているという方が結構いらっしゃいます。摂取する人の状態や摂取量によって健康食品の安全性、効果は変わります。誰かにとってよいという健康食品があなたにとってもよいとは限りません。口コミや体験談などの情報を鵜呑みにせず、信頼のできる情報をもとに、今の自分にとって本当に安全なのか、役に立つのかを考えていた

だければと思います。

〔スライド4〕

具体的な19のメッセージがこちらです。お手元にもパンフレットを用意しております。健康食品とつき合う際には、ぜひこちらのパンフレットを一読いただければと思います。さらに詳しく知りたいという方には、このパンフレットの後ろにURLを載せておりますので、そちらの方から食品安全委員会のウェブサイトに行っていただければ、19のメッセージの詳しい解説や報告書を見ることができます。

〔スライド5〕

また、スペースの問題でパンフレットに載せることができなかつたのですが、報告書とメッセージをまとめた際に、私ども食品安全委員会の委員長とワーキンググループの座長から国民の皆様へメッセージを出しております。我々が19のメッセージに込めた思いが端的に伝わるものとなっていると考えておりますので、また後ほどご確認いただければと思います。

簡単ではありますが、以上です。（拍手）

○司会（消費者庁・藤田）

松下さん、どうもありがとうございました。

そろそろ1時間となって、すごいスピードで情報提供されていますので、お疲れではないでしょうか。ここで一つ大きく肩を上げつつ、息を吸って、肩をストンと落として力を抜いていただきましょう。

最後の情報提供になります。厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課新開発食品保健対策室長の森田剛史様から「『健康食品』の安全性確保のための取り組み」と題してお話しいただきます。それでは、森田さん、よろしく願いいたします。

○森田（厚生労働省）

厚生労働省新開発食品保健対策室の森田でございます。

私からは、健康食品の安全性確保のための取り組みということで、厚生労働省で行っている取り組みをご紹介します。よろしくお願いいたします。

〔スライド1〕

「『健康食品』について」と書いております。再三ご説明しております特に健康食品と呼ばれるものについて、食品衛生法もそうでございますが、法律上の定義はございません。広く健康の保持増進に資する食品として販売、利用されているもの全般と捉えているということでございます。

〔スライド2〕

健康食品の安全性に関する取り組みとして、厚生労働省といたしましては、大きくは3つの取り組みをしています。1つ目は、製造段階における取り組み、2つ目は健康被害情報の収集及び処理の取り組み、3つ目が消費者に対する普及啓発の取り組みです。

1つ目の製造段階における具体的な取り組みでございます。①として、健康食品を使うときは、原材料の配合量等もありますが、もともと使う原材料の安全を確保する必要がございますので、原材料の安全の確保として、例えば文献検索をしていただく、食経験が不十分といったときには毒性試験を実施していただくということを基本として、自主点検のためのフローチャートを示しております。

②の製造工程管理でございます。健康食品はいろんなものが入っておりますが、その含有量が大きくなると、健康に何かしら影響を及ぼすという成分であります。多くなれば健康を害しますし、少なれば目的とする機能を発揮しないという構造になりますので、一定の品質のものをつくる必要があります。そういう意味での製造工程管理（GMP）による安全の確保をお願いするということで、そのための体制整備、書類の作成といったものもお示ししているところでございます。

①と②の部分を「錠剤・カプセル状等」云々という長い名前の通知になっていますが、お示ししているということです。

これに基づきまして、③の実効性の確保ですが、実際行っているのは民間団体の取り組みになりますけれども、その支援ということです。具体的には、健康食品認証制度協議会を核にした健康食品の団体においてGMPの認証制度を設けて、各企業のGMPの取り組みを認証してもらう、そういう第三者認証制度を導入しているということでございます。

2つ目の健康被害情報の収集、処理でございます。①の因果関係が明確でない場合等も含め、より積極的に情報を収集するという観点です。基本的に現場の食品安全を担っているのは保健所になるわけですが、保健所に消費者や食品等事業者から日々情報がやっけてまいります。健康食品による健康被害が起きたという情報があったときには、調査をしていただいて、一定の様式で厚生労働省に報告していただくような取り組みをしております。報告していただいた情報などをもとにこれに対してどうするか検討し、後でご説明しますが、法に基づく対応をすることもありますし、そこに至らないものであっても注意喚起の取り組みをしているということでございます。

②として、その後、注意喚起するときも、ホームページに載せるだけでなく、例えば医師会等にも情報提供して、現場のお医者さんにもこういうことが起きているということをご理解いただけるような情報提供もしております。

報告を求めるというあたりは、右に書いてあります平成14年に出した通知、もともとは中国製ダイエット食品が問題になったときに医薬部局と食品の部局が連携して情報収集や処理に当たるという形で作られた要領ですが、そういったものを使いながら今も健康食品に関連する情報収集の取り組みをしているということでございます。

3つ目の消費者に対する普及啓発です。(1)は製造事業者による安全性に関する情報提供ということで、「いわゆる健康食品の摂取量」云々に関する指針についてと書いておりますが、これは事業者がどういう表示をして消費者に安全な摂取をしてもらうようにするかも書いた通知でございます。平成21年から消費者庁ができて、この通知は移管されておりますので、基本的には消費者庁所管の話になりますが、こういった取り組みもかつて行ったということでございます。

(2)は、健康食品一般に関する知識の普及啓発として各省庁がいろんなことに取り組みまれておりますが、厚生労働省もその一つとしてパンフレットを作成したり、このような形でリスクコミュニケーションの会をして連携を図りながら対応しております。

〔スライド3〕

次からは、被害情報等に基づいて対応した事例をご紹介させていただきたいと思っております。

先ほども健康被害を受けて対応した事例として、法に基づく対応、注意喚起等をした対応ということをご説明させていただきました。

法に基づく対応としてありますのは、アマメシバとコンフリーというものでございます。もともとそれぞれ海外において生鮮食品などで食べられていたものが健康食品の粉末や錠剤等の形状で提供されていまして。コンフリーに関しては野菜として食べられるということでもあります。

アマメシバに関しては、錠剤やカプセルといった形状になったときに健康被害情報が寄せられております。そこに書いておりますが、閉塞性細気管支炎というものが報告されております。それは国内だけではなくて台湾においても同じような被害報告があるということで、食品衛生法第7条第2項、これは通常の方法と著しく異なる方法により飲食に供されているものに対して、因果関係は明確になっていない場合でも暫定的に販売禁止ができる条文なのですが、そういった条文を適用して販売禁止にしたという事例でございます。

コンフリーにつきましては、第6条、いわゆる危ない食品の一般的な禁止の規定がございまして、これは形状にかかわらず禁止になっているということです。コンフリーの中に含まれるピロリジジナルカロイドという物質が肝機能に影響を与えるということがあって海外で禁止されている状況を踏まえて、

最終的には6条に該当という判断をして禁止したものです。

それ以外に、ガルシニア、コエンザイムQ10、スギ花粉、アガリクス、プエラリア・ミリフィカがございます。これだけではないですが、それぞれこういった形で注意喚起しているということです。これは法的な対応というよりは、こうした事態が起こっているということを皆さんに広く知ってもらって注意喚起してもらい、事業者においてもそういうことが起こっているということを理解して自社の製造に関して注意を払ってもらおうという取り組みです。

〔スライド4〕

さきのページは国内で起こった健康被害情報に基づいた対応ですが、そ海外から出てきている情報に基づいて我が国で食品として扱えるものについて注意喚起をしているものがあります。

DMAA、デキサプリン、DNPというものは、痩身とか、ボディビルダーがエネルギー補給のために用いるという特殊な使用をされますが、そういったものがあるということでございます。

〔スライド5〕

それから、最近の事例です。これは、国内でも健康被害事例があったものですが、プエラリア・ミリフィカを含む健康食品への対応ということです。本年7月に、国民生活センターに健康被害の相談がふえ、もともと、このものが女性ホルモン様の作用を持ち、不正出血、月経不順等を示すということで注意喚起のため公表したことを受けて対応しているということでございます。

プエラリア・ミリフィカは何かということですが、これはタイに生えている、芋みたいですがけれども、クズの仲間の植物でございます。この植物の中には女性ホルモン、エストロゲン様の物質が入っていて、中には大豆イソフラボンのような成分もあるのですが、それ以外に特徴的なのは、ミロエストロール、デオキシミロエストロールという成分がありまして、これが非常に女性ホルモン様の活性が高いと言われているものです。タイでは伝統的に利用されている、そういう成分です。

先ほど言いましたように、国民生活センターが注意喚起をしたということでございますので、厚労省、消費者庁、食品安全委員会を含めて注意喚起を行いました。厚生労働省では、実際、製造管理がどうなっているのか、被害の状況、事業者の把握の状況はどうかを調査するように自治体に対して通知したということでございます。

その調査をした結果を下の枠に書いています。これは網羅的な調査ではなく、インターネット等を通じて、あるいは国民生活センターがこういう製品があるという情報をもとに調査をかけたものです。68製品ありまして、これは国内で流通している全てではありませんが、できる限りの調査をしたものでございま

す。

その中で、健康被害事例、事業者が持っている事例が幾つかありまして、こういう状況になっているということです。ただ、調査の中でわかってきたこととしては、一つは、原材料の成分分析、先ほどミロエストロールとかデオキシミロエストロールが女性ホルモン活性が非常に強いと言いましたが、そういった成分分析は、なかなか難しい部分もあるのですけれども、していないということとか、原材料の安全管理が十分されていないというものもあったということです。それから、健康被害事例として幾つか上がってきておりますが、事業者の方が健康被害事例を十分に収集、記録できているのかという場合もあったということでございます。

〔スライド6〕

それを踏まえまして、9月22日に薬事・食品衛生審議会の専門家のご意見も踏まえながら事業者に対する指導を行ったということでございます。製造管理、事業者から消費者への情報提供、健康被害情報の収集と報告という3つに分けて、事業者で見直してもらって、できていないところがあったら改善する策を講じ、改善する計画については報告してくださいという形で通知しております。そうした改善の計画が自治体を通じてやってきて、今、取りまとめの作業をしているということでございます。行政から消費者への情報提供は、②に書いておりますが、このようなことを行っているということでございます。

以上、簡単にざっと説明させていただきました。

ついでに、もうちょっとだけ時間があるので、カフェインの話もさせていただきたいと思っております。

カフェインは健康食品とは若干違うかもしれませんが、カフェインの過剰摂取につきまして、6月ごろに報道等でも取り上げられております。眠気防止の誤った飲み方による死亡事例や、いわゆるエナジードリンクといったような一部の清涼飲料水などが話題となっております。

実際、自動販売機を見たら「エナジー」と書いてあるものがあつたので買って飲んでみたのですが、カフェインの量は100ml中5mgなので、それほど量は多くなく、これだと、むしろ糖分の方が問題になると思いますけれども、カフェインというのはコーヒーやお茶などに含まれているため身近に感じますが、エナジードリンクとか、錠剤・カプセル状の食品は比較的カフェインが多いということがございます。ただ、そういった形状のものは手軽に摂取できて過剰摂取になりやすいという傾向があるので注意が必要になります。

医薬品等を含めまして、カフェインを多量に摂取すると、めまい、心拍数が増加する、不眠になるといった有害な影響が出ることがわかっています。また、ひどい場合には死亡することもございます。コーヒーやお茶であっても大量に

飲めば当然カフェインの影響が出てまいります、普通は大量に飲めるものではございません。

そういったこともありまして、厚生労働省では、資料を配布させていただきましたけれども、Q&Aをホームページに出すとともに、ツイッター等を通じて注意喚起を行っているということでございます。したがって、カフェインにはリスクがあるということを理解して、製品に記載されている表記、先ほどは5mgと言いましたが、こういった表記をよく読んでいただきまして、子供、妊婦さんあるいは授乳中の方などは摂取を控えるということが大切になります。

もう一つカフェインの特徴として、アルコールと一緒に摂取しますと酔っていることに気がつきにくくなりまして、ついついアルコールを過剰にとってしまうこともあるため、注意が必要だと米国のCDCも言っております。

繰り返しになりますけれども、カフェインは我々の身近な存在であるものの、量が多くなると健康への影響が出るという物質ですので、カフェインを含む製品を複数摂取したり、一度に多量摂取などは決してしないことが大切でございます。人それぞれに様々な事情があると思いますが、疲れたときは睡眠などをとって体も心も休ませるということに尽きると思います。この機会にカフェインについても少しでもご理解していただければと思います。

私からの説明は以上でございます。（拍手）

○司会（消費者庁・藤田）

森田さん、どうもありがとうございました。

前半の情報提供は以上です。

場面転換の都合もございますので、ここで約10分の休憩をいただきたいと思っております。

皆さん、長時間座っていると健康に悪いという報告もございますので、しばらく立ち歩いていただきまして、今から10分後、3時ちょうどから後半を開始いたしたいと思っておりますので、それまでにお戻りください。では、休憩に入ります。

（休 憩）

○司会（消費者庁・藤田）

では、時間となりましたので、プログラムを再開いたします。周りを見渡していただきまして、お戻りになっていきますか。なっていない方は遅れて入ってこられるかと思っております。ちょっと歩き回っていただいてリフレッシュされたでしょうか。

後半は、パネルディスカッションと会場の皆様との意見交換になっております。

本日は、ファシリテーターをお願いしております。ファシリテーターは国立大学法人長崎大学広報戦略本部准教授の堀口逸子先生です。では、堀口先生、ここからよろしく願いいたします。

○堀口氏（長崎大学）

皆さん、こんにちは。本日、パネルディスカッションのファシリテーターを務めます長崎大学の堀口と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速、パネルディスカッションを始めたいと思います。

私の他、皆さんの略歴は、別途、机上配布の資料の中に入っていると思いますので、それをご参考にさせていただければと思います。

まず、パネリストをご紹介させていただきたいと思います。

最初、ご講演いただきました国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所食品保健機能研究部部長の梅垣先生です。よろしく願いいたします。

続きまして、日本生活協同組合連合会品質保証本部総合品質保証担当の鬼武一夫さんです。

○鬼武氏（日本生活協同組合連合会）

鬼武です。よろしく願いいたします。

○堀口氏（長崎大学）

続きまして、公益財団法人日本健康・栄養食品協会健康食品部長の永留佳明様です。

○永留氏（公益財団法人日本健康・栄養食品協会）

永留です。よろしく願いいたします。

○堀口氏（長崎大学）

続きまして、公益社団法人日本薬剤師会常務理事の渡邊和久さんです。

○渡邊氏（公益社団法人日本薬剤師会）

渡邊和久といいます。どうぞよろしく願いいたします。

○堀口氏（長崎大学）

各質疑応答に対応していただく方をご紹介したいと思います。
まず、消費者庁食品表示企画課課長補佐の芳賀めぐみ様です。

○芳賀（消費者庁）

芳賀でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○堀口氏（長崎大学）

先ほど情報提供いただきました消費者庁表示対策室食品表示対策室長の阿部洋介様です。

○阿部（消費者庁）

阿部です。よろしくお願いいたします。

○堀口氏（長崎大学）

続きまして、内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課課長補佐の松下茜様です。

○松下（内閣府食品安全委員会事務局）

松下です。よろしくお願いいたします。

○堀口氏（長崎大学）

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課新開発食品保健対策室長の森田剛史様です。

○森田（厚生労働省）

よろしくお願いいたします。

○堀口氏（長崎大学）

もうお一方、独立行政法人国民生活センター商品テスト部テスト第一課課長の菱田和己様です。

○菱田氏（独立行政法人国民生活センター）

菱田です。よろしくお願いいたします。

○堀口氏（長崎大学）

今日、パネリストのお二方から情報提供のスライドをいただいておりますの

で、まず、日本健康・栄養食品協会の永留さんの方から、事業者をおまとめしている立場の団体であります、よろしく願いいたします。

○永留氏（公益財団法人日本健康・栄養食品協会）

スライドではなくて配布資料がございますので、そちらに沿って当協会の活動を紹介させていただきます。

当協会の沿革は、1985年に前身の団体が発足いたしまして、その後他の団体との統合を経て、財団法人日本健康・栄養食品協会となりました。なお、2011年7月に内閣府より公益性を認められ、公益財団法人に認定されております。

事業の概要のところに書いてありますが、消費者の方々に安全・安心な健康食品をご利用いただくための様々な活動を行っております。

私自身は、健康食品部で健康食品の品質、安全性に係る認証・認定3事業を担当しております。これは後ほどご説明いたします。

次のページをご覧ください。ここから当協会の認証・認定3事業をご紹介します。

認証・認定3事業は、機能の発現を意図して使用される原材料を主な対象とする安全性自主点検認証事業、あらかじめ定めた品質規格に適合した最終製品にマークの表示を許可する認定健康食品（JHFA）認定事業、製造工程管理に係る健康食品GMP認証事業から成っております。

安全性自主点検認証事業と健康食品GMP認証事業は、先ほど森田室長のお話がありましたが、厚生労働省の健康食品の安全性確保に関する検討会の提言、これは2008年7月でございますが、これに基づく第三者認証制度のもとで運営されております。このページの一番下に書いてありますように、3つそろえば安全性評価済みの原材料を適切な製品設計に基づき、適切な製造工程管理、品質管理のもとで製造するということになります。

次のページをご覧ください。本日、食品関連事業者の方も大勢参加されると聞きましたので、少し専門的になりますが、健康食品の安全性確保に関する基本的な考え方を整理いたしました。

健康食品の安全性確保においては、一般食品としての安全性・衛生性に加えて健康食品の特性に関連した安全性確保が必要だと考えております。

次のページをご覧ください。健康食品の特性に関連した安全性確保は、原材料の本質的安全性の確保が中心となります。先ほど言いましたように、食品としての一般的な安全性・衛生性の確保も当然必要になります。

これを実現するには適切な製品設計が非常に重要になってきます。機能発現を意図して使用する原材料の配合量設定などの製品設計を文献情報などに基づき行なう必要があります。

また、適切な製品設計に基づく製品をつくるには、適切な製造管理、品質管理が必要になります。

このページの下半分は、健康食品と健康食品関連情報とのつき合い方ということで、私個人の認識を整理したものでございます。ご参考になれば幸いです。

私からは以上でございます。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございました。

パネリストの鬼武さんは、今日は事業者ではなく消費者団体の代表なのか、よくわからないのですが、その立場でご参加していただいていると思います。生協さんの方は状況がわからないので、少しご説明していただきますと助かります。

○鬼武氏（日本生活協同組合連合会）

わかりました。最初のシナリオにない言い方だったので、ちょっとびっくりしましたが、私たちは何も変わりませんので、日本生協連、生協として今日は参加させていただきます。

日本生協連は、1951年に設立しまして、厚生労働省の消費生活協同組合法という法律のもとで活動しております。メンバーシップ制なので、全国に今、2,800万人の組合員、消費者の方が参画して、その中で事業活動と消費者活動をしているというのが私どもの特徴であります。そういう言い方ですれば、消費生活協同組合は日本最大級の消費者組織ということになります。

私の今日の立場は、事業者であろうが消費者だろうが、日本生協連の私として、同じ立場で物を言いたいと思いますから、シナリオにないことも言うかもしれません、ご勘弁していただければと思います。

日本生協連では、コープブランドというプライベートブランドの商品が4,000品目ぐらいありますが、特定保健用食品は2～3品目ぐらい、栄養機能食品の分野ではビスケットとかにビタミン、ミネラルを添加しているものが10品目程度、今回の主要テーマである機能性表示食品、いわゆる健康食品の取扱いはやっておりません。ただ、全国の生協ではチラシやカタログであっせんする形で、いわゆる健康食品を取り扱っているところはあると思いますが、私のところでは詳しい数値は把握しておりません。

最初に少しお話をしました。以上です。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございました。

それでは、もう一方、実際に利用されている消費者からのご相談などを受けている立場であられる薬剤師会の方から、渡邊様に来ていただいておりますので、薬剤師会のお立場を含め、少しご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○渡邊氏（公益社団法人日本薬剤師会）

〔スライド1〕

ありがとうございます。薬剤師会の渡邊といいます。

自己紹介を兼ねまして、薬剤師会としてのスタンスと現在行っている事業につきまして、ご説明したいと思います。

私自身は、昔からの町の中の薬局ということで、もちろん処方箋調剤もやっておりますが、一般的なOTC医薬品、それに関連する衛生材料なども取り扱っております。したがって、健康食品、そういった関係の相談も非常に受けております。私の店では健康食品は扱っておりません。

それでは、手元には資料はないのですが、スライドに従ってご説明させてもらおうかと思っております。

〔スライド2〕

今日の内容はこの3つにわたるものです。時間が限られているものですから、要約してお話しさせていただこうと思っております。

〔スライド3〕

まず、薬剤師ですが、皆さん処方箋の調剤とか薬の販売だけと思っているかわかりませんが、その他薬事衛生ということで、公衆衛生に関係することもやっております。したがって、薬剤師というのは、医療や日常生活において人の体と医薬品、この場合、化学物質ですが、その接点に生じる様々な問題を考えて対処する役割があると考えております。

〔スライド4〕〔スライド5〕

そこで、健康食品をどう考えるかということですが、まず、栄養バランスのとれた食事が基本です。これは薬剤師会がいつも言っていることです。

栄養バランスのとれた食事というのは、先ほどもお話がたくさん出ていましたが、いろいろなものを偏らずに食べていただくことかと思っております。

そして、保健機能食品は3種類あると思っておりますが、それは一定の役割を果たしていると考えております。ただし、あくまで毎日の食事の補助であると考えています。

それ以外の健康食品につきましては、役割が非常に不明確なものですから、健康被害とか、いろんな広告、表示上の問題があると思っておりますが、そういったことがあっていろんな問題があると考えています。

〔スライド6〕

食品というのは、あくまで栄養や水分の補給ですから、医薬品のように疾病の治療や積極的な予防を目的として流通されるべきものではないと考えています。

実際、健康食品については、あくまで医薬品的な効果を期待させるような販売実態があるということは非常に問題だと考えています。

健康食品でも、医薬品に類似した内容、錠剤やカプセル剤として流通しているものに関しましては、特に有効成分と思われるものが濃縮されており、それ以外の有害と見られるような成分も濃縮されている可能性がありますから、当然、体に健康被害を与える可能性もありますし、医薬品を飲んでいる方でしたら相互作用の問題が生じると考えています。後でその内容について話をさせてもらおうと思いますが、特に医薬品のような形をした錠剤・カプセル剤の使用には非常に気をつけなければならないと考えています。

〔スライド7〕 〔スライド8〕

健康食品について注意することは、先ほどもお話がありましたから、はしよりますが、過剰摂取のところでは、濃縮型ということで医薬品形状としては錠剤・カプセル、これは非常に問題があると考えています。

〔スライド9〕

これは、処方箋に基づいてもらえる医療用医薬品と呼ばれるものですが、その添付文書といいまして、薬の説明書です。その中にこういった食品の系統のものは相互作用があるということで記載されているものを検索してみました。PMDAの相互作用の欄で検索すれば簡単に出てきますが、このような感じが出ております。ただし、これ以外にも、健康食品に含まれている有効成分で考えられる作用機序を考えると、理屈の上で当然予想される相互作用は他にもたくさん出てきますから、その点に関しましては、説明書に載っていないからといって安心しないで薬剤師や医師にご相談いただければと思っております。

〔スライド10〕

ここから今までの薬剤師会が行っている内容を簡単に説明させていただきます。いわゆる健康食品等の成分均一性調査ということなのですが、全国の都道府県薬剤師会は29の試験検査センターを持っています。医薬品の登録検査機関なのですが、普段は各薬局が持っている医薬品の溶出性試験、そういったことをしております。ただ、年がら年中それをやっているというわけではないものですから、それ以外にこういった健康食品と呼ばれるものの成分などを調べています。

平成24年度の事業としましてウコンを調べました。結論としましては、成分の均一性の内容に関しましては非常に問題があるということがわかりました。

普通、日本の場合、ウコンは秋ウコンを言うのですけれども、ウコンには秋ウコン、春ウコン、紫ウコンといろいろあるのですが、表示で春ウコンと書かれているにもかかわらず、クルクミノイド類の分析でいきますと、どう考えても秋ウコンではなかろうかと思うような製品もあります。

液状のドリンク剤、お酒の後に飲むと体が楽になるとか、二日酔いの予防とかいう表示はもちろんだめなのですが、そういった製品でいきますと、4製品中2製品に関しましては検出限度以下、要するに機械の精度では検出されなかったという結果が出ています。

〔スライド11〕

現在進行形の内容ですが、最初にやったのが、いわゆる健康食品の方の加工食品なのですが、グルコサミンとビタミンCの含有品計14品目について崩壊試験を行いました。食品に医薬品の崩壊試験法を使うのは問題ではないかという方もいらっしゃると思いますが、あくまでも品質管理の点でやるには、厳格な基準を設けられている、日本薬局方と呼ばれる医薬品の基準書ですが、それに基づいて試験するというのには根拠のあることだろうと薬剤師会では考えております。

結局、どういうことかいうと14製品のうち7製品が崩壊しなかった、溶けなかったということになります。溶けなくてそのまま出ていきますから、ある意味、安全と言えれば安全にはなるのですが、そういった結果になりました。

〔スライド12〕

現在やっているのがこちらで、今日もお話が出ました機能性表示食品と呼ばれるものです。これにつきましては、具体的なことはまだお話しできないのですが、一応、論文形式にまとめまして、来年中には日本薬剤師会の会誌に公表しようと考えております。現在、査読中だと思います。

これも結論として22品目中、やはり崩壊しなかったものが存在しております。機能性表示食品というのは、多分つくった段階では崩壊したと思いますが、時間がたつにつれてどうしても固くなったりして崩壊しなかった可能性があるのだろうということで、現在、その製品に賞味期限が書いてありますから、25℃、60%湿度の恒温槽で保管してありまして、賞味期限ぎりぎりの段階でもう一度検査をしようと考えております。

医薬品であっても、崩壊試験、溶出試験が途中でだめだということで回収騒ぎがあるぐらいのものでありますから、医薬品の錠剤・カプセル剤でも技術やノウハウが要るのです。当然、食品に関しましても、同じように錠剤・カプセルにした場合はかなり問題が生じる可能性がありますから、作られている方は考えて作っていただきたいと思います。

〔スライド13〕

薬剤師会のお願いということです。

〔スライド14〕

消費者の皆様方には、今、飲んでいる健康食品などは必ず医師や薬剤師に相談していただきたいと思います。お薬手帳をお持ちでしたら、必ず健康食品名といつから使用したかということを書いていただきたいと思います。問題になる場合ももちろんありますので、ただ、薬剤師も全て知っているわけではありませんから、調べた上で後で必ずご回答させていただきます。ぜひとも書いていただきたいと思います。

もう一つ、健康食品を使用して健康被害というか、調子がおかしくなったという方が結構いらっしゃいます。そういったことを正直におっしゃっていただいて、薬剤師、医師なりに報告していただきたいと思います。健康被害情報を集積すると大変貴重な情報になるものですから、ぜひともお願いしたいと思っております。

〔スライド15〕

業界団体の方々には、作るのは大変だろうと思いますが、溶出性、安定性など品質の均一性に関しましては、品質管理を厳格にお願いしたいと思います。

〔スライド16〕

そして、制度の方は、今回の話にはならないかと思いますが、特に医薬品形状の錠剤・カプセル剤に関しましては、一応いろいろと規制されていると思うのですが、その製造工程管理、できたらGMPの規定のような感じで厳格にしていればいけないかと考えております。

健康食品についても、医薬品成分との相互作用などもし情報がありましたら、表示の方を考えていただければありがたいと思います。

長くなりましたが、以上、薬剤師会からの報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○堀口氏（長崎大学）

大変興味深い内容をありがとうございました。薬剤師会の方で今、取り組まれているパイロットスタディーに関しては、薬剤師会の会報で後日発表ということではよろしかったですね。

○渡邊氏（公益社団法人日本薬剤師会）

そうです。先ほどのウコンは平成26年1月号の日本薬剤師会の雑誌に掲載していますから、既にオープンになっています。機能性表示食品に関しましては、来年早々ぐらいになるかと思いますが、今、査読中なものですから、いつ掲載がオーケーになるかわかりませんが、一応載せる予定にしております。そのとき同時に消費者庁の方にもご連絡させていただきたいと考えております。

○堀口氏（長崎大学）

どうもありがとうございました。

今日ご参加の皆様の方からは幾つか事前質問をいただいております、それに関しては、私を含め、本日の登壇者で共有させていただいております。今回の意見交換会のテーマは「健康食品との付き合い方を考える」ということですので、それを中心に進めさせていただきたいと思っております。

まず、今、渡邊さんの方から非常にご丁寧に、足早でしたけれども、薬剤師会の取り組みなど情報提供をいただきました。薬剤師会の方に、健康食品、特にサプリメントをどのように捉えていらっしゃるかというご質問が事前がありました。また、医薬品を消費者に販売するときどんな注意をされているのかというご質問がありましたので、渡邊さんの方から追加でお願いいたします。

○渡邊氏（公益社団法人日本薬剤師会）

サプリメントは、ビタミン、ミネラルのものをおっしゃっているのかよくわからないのですが、ビタミン剤もミネラル剤もある程度の量をとれば、当然、医薬品と相互作用が生じますし、特にミネラルでいいますと、カルシウム、マグネシウム、鉄分とか、アルミニウムの系統のものは医薬品との相互作用がありますから、飲んでいる場合は必ず薬剤師に言っていただきたいということと、該当する医薬品を患者さんやお客さんにお渡しするときは必ずその旨の説明はしているはずです。しなければならぬものですから、しています。お薬手帳は私たちがお渡ししますが、それは患者さんの持ち物になりますから、自分自身この薬を飲んで下痢したとか、何か副作用が出たとか、健康食品を食べたということは記録していただいて全く構いませんので、どんどん利用していただいて、使っていただければいいかなと思います。それを必ず処方医の先生や薬局の薬剤師にお見せいただければ非常にありがたいと考えています。

○堀口氏（長崎大学）

今日、梅垣先生の方から記録をとりたいというお話がありましたが、お薬をもらうときにそういうものをお薬手帳と一緒に見せる、そういう感じでいいのですか。

○渡邊氏（公益社団法人日本薬剤師会）

それで結構だと思います。

○堀口氏（長崎大学）

わかりました。ありがとうございます。

それから、いただいていたご質問の中で、実際に何を指しているのかがよくわからないものがありました。例えば、介護食品というお言葉が使われていたり、プロテインゼリーなどの高栄養食品とか、マクトンゼロパウダー（粉末油脂）とか、エネルギーゼリー、固形タイプのエネルギー食品、高齢者向け健康食品とか、いろいろな単語がありますので、梅垣先生の方からよろしければ整理していただければと思います。

○梅垣氏（医薬基盤・健康・栄養研究所）

スライドを作りましたので、それで説明します。

〔スライド1〕

現在、私たちが口の中に入れるのは医薬品か食品、この2つの区分しかありません。

食品の中には一般食品、いわゆる健康食品というのがあって、原則としてそういう食品に効能・機能の表示をしてはいけないこととなっています。しかし、例外的にそれなりの科学的根拠があるものは機能性表示が認められます。それが保健機能食品というもので、特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品があり、それぞれ特徴があります。先ほどのマクトン何とか、病者用とかいうのは、ここの特別用途食品に入ると思われます。病者用食品は全て国の審査と許可を受けなければいけないもので、人形マークとか鍵穴マークとかいうのがつきます。いろんな名前があるのですが、原則としてここに出ている食品は国のルールによって出しているというものです。

私の個人的な認識ですが、消費者が自分の判断で使うというものは保健機能食品と一般の食品です。特別用途食品には高齢者用、妊産婦用などがあり、これは特別な医学・栄養学的な配慮が必要な人なので、原則として医師、管理栄養士、そういう専門職の助言のもとで使うというルールがあります。本来ならば、現在は超高齢社会なので、高齢者用の食品をもう少し開発したり普及させたりするべきなのですが、その認識があまりされていないように思います。

〔スライド2〕

では、特別用途食品はどういうものがあるかといえば、この図が全体像で、病者用食品、低たんぱく食品、アレルギー除去食品、無乳糖、それから、総合栄養食品、これは濃厚流動食のことです。こういうものがあります。個別許可型というのは、個別に製品ごとに審査して許可されるものです。妊産婦・授乳婦用の粉乳、乳児用の粉乳。それから、嚥下困難者用食品、これは昔、恐らく高齢者用食品とか言っていたのですが、それよりはもう少し広く捉えて嚥下困難な人のための食品という名前になっています。平成30年から、とろみ調整用

食品というのが新しく加わることになっています。

もう一つ、この図の下に特定保健用食品とあります。特定保健用食品は制度が1991年にできたのですが、このときに特別用途食品の一つとして位置づけられたことから、いまだに特別用途食品の一つにもなっています。これらは国の表示の制度なのです。表示してもいいかどうかで、もし表示をするのであれば、ルールに従って表示しなければいけない。紛らわしい表示をしてはいけないというルールもあります。いろんな食品の名前がありますが、それは違うものだと認識していただくというのが全体的な整理になると思います。

○堀口氏（長崎大学）

今のお話で、消費者庁、厚労省からつけ加えることはありますか。

○芳賀（消費者庁）

今、梅垣先生にご説明いただいた特別用途食品ですが、健康増進法の第26条に規定されておりまして、病者用など、特別の用途に適する旨を表示し、特定の方に利用していただくというものです。病者用という表示が可能な仕組みになります。

現在、許可品が50品ちょっとで、先ほど梅垣先生の方から余り普及していないのではないかとありましたが、恐らく企業にとってメリットが何かとなると、例えばトクホのようなものは、機能性を訴求してCMも含めて消費者にアピールして、企業活動にとってプラスになる魅力があるようなのですけれども、特別用途食品では医療関係者などを介して確実に必要な方に届くというものもあります。また、許可基準の仕組みはあるのですが、そんなに許可品が多くない領域もあります。

ただ、今後は、在宅の高齢者の方の療養支援などのニーズが高まると思いますので、現在それに対応できる領域を増やしてきております。また、世の中のニーズに合わせてこういった特別用途のジャンルが必要ではないかという場合は、エビデンス等をもとにしたご提案を書類とともにいただければ、消費者庁が検討させていただくという仕組みに昨年変わりました。また、特別用途食品に該当するようなもので特別用途表示されずに工夫して表示して売っていらっしゃるものは、できるだけ特別用途食品の申請をしていただいて、きっちり国の審査を受けたものがたくさん出回るようにしていけたらと思っています。

以上です。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございました。

それでは、いただいた質問に沿うような形で進めていきたいと思います。食品関連事業者の方々から、健康食品の中にはちょっと怪しいのではないかと思うようなものも見受けられるということで、そういうものがなくなる理由はどう思われますかとか、企業側はいろんな食品を開発して販売されるわけですが、一方で消費者の方が過剰に期待をしてしまうところもあるということで、そのギャップみたいなものがあるが、そういったところをどのように考えるかというご質問がありました。

まず、業界団体として取り組みをされている永留さんの方から、全ての事業者さんとお話をされているわけではないと思いますが、取り組みを含め、お考えをお聞かせいただければと思います。

○永留氏（公益財団法人日本健康・栄養食品協会）

いただいた質問を見ますと、製造から販売までかなり広範囲にわたっているご質問でございました。

最初に、怪しげな健康食品が減らない理由は何かと書いてあったのですが、これは私もわかりません。悪意を持った方がいる以上はなかなかゼロにはならないと思います。ただ、対策はやる必要があると思います。癌が治るとか、行き過ぎた広告など悪質なものは行政の方で積極的に取り締まっていただきたいと思います。これは、むしろ健全な食品事業者から見れば望むところだと思います。しかし、悪質とは言えないまでも、景品表示法や健康増進法等を理解していない事業者も少なからずいらっしゃると思います。こういう事業者には教育や啓発が必要だと思います。

私が所属する日本健康・栄養食品協会、長い名前ですからこれから「日健栄協」と申しますが、日健栄協では7月に表示広告相談室を立ち上げまして、健康食品の事業者などを対象に表示広告の相談に応じております。これは、別にごまい広告のやり方の相談ではなくて、適正な広告をしていただくという目的で始めました。さらに、こういった適正な表示広告に関する理解を深めるために、セミナー等も今後実施していく予定にしております。

また、日健栄協では、特定保健用食品の事業者からなる広告部会を作り、事業者自身による広告の適正化に向けた取り組みをしております。さらに、外部の有識者も交えた広告審査会を数年前から年2回実施しております。機能性表示食品においても同様な取り組みを計画しております。このように、日健栄協としましては、事業者による広告の適正化に向けた取り組みを支援してまいります。

質問の中で、消費者側からの過度な期待云々というのがありますが、医薬品と異なって健康食品は病気を治すものではない、トクホや機能性表示食品と

違って、普通の健康食品はそういった機能は表示できないという点を国にしっかりと教育、啓発していただきたいと思います。一民間団体で幾らパンフレットを作ってもなかなか見ていただけないということがございますので、国の方にお願いしたいと思います。

トクホは期待どおりの効果を発揮しているかという質問がありましたが、これも非常に難しい質問でございます。定量的なデータがないものですから、何とも言えないというのがお答えになります。むしろ国にそうした調査をお願いしたいと考えております。

月並みですが、トクホを摂取することで食生活全体の改善を意識する消費者の方がふえて、結果としてよい状況になるということを期待しております。

最後に、健康食品の適切な製造に関してですが、当協会としては、先ほど申しましたけれども、健康食品の安全性確保に関する基本的な考え方への理解を広げていきたいと思っております。当協会の事業活動としましては、配布資料でご紹介しました認証・認定事業について申請が増えるのが一番ありがたいのですが、大事なことは認証・認定の取得ではなくて、健康食品事業者の方が消費者の方々に安全・安心な健康食品を提供することというふうに認識しております。

以上でございます。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

渡邊さんのところは健康食品を置いていないと言われたのですが、薬剤師会が崩壊試験をされたりして品質について別途調べたりされているかと思えます。怪しげな健康食品がなくなる理由は、渡邊さん個人のお考えで結構ですが、ご相談も受けておられると思えますけれども、どう思われますか。

○渡邊氏（公益社団法人日本薬剤師会）

信じ込んでしまっているものですから、私たちがどれだけ説明してもだめなのです。「あなたにはよかったかもわからないけれども、あなたのお友達とかご家族、兄弟には勧めないでくださいね」とは言っております。信じている方は一つの宗教みたいなものですから、なかなか難しいですね。本人は体調がいいとおっしゃっているものですから、それはそれでいいのではないかと思います。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

鬼武さん、どうですか。

○鬼武氏（日本生活協同組合連合会）

弊会の消費者からのお問い合わせを受けるサービスセンターには組合員さんから健康食品の話はまず来ないのですが、例えば100%の野菜・果汁飲料ジュースである商品につきまして、祖父母やお母さんから健康によいジュースであるので、小さい子供に毎日飲ませたいという相談を受けることがあります。お問い合わせの部門からは、「ミックスキャロット」というニンジン搾ったものを小さい子に体によいからといって毎日飲ませるといってはやめてくださいということは、こちらから伝えたりはしています。小さい子供が毎日飲んで、ビタミンAが幾ら入っていてもいいということではないので、おばあちゃんやお母さんからそういう電話がかかってきたときは、少し控えるようにしてくださいというようなことで説明しています。先程言われたように、一方的に話が来る場合は、電話を切らずに、まずは話を傾聴して、最後まで聞いて、こういうふうにしたらいいですよというアドバイスの話にしかない場合もやはりあると思います。今回のいわゆる健康食品の話ではないのですが、消費者からの質問事例を報告させてもらいました。済みません。

○堀口氏（長崎大学）

健康食品ではなくてもそういうことがあるということですね。

○鬼武氏（日本生活協同組合連合会）

そうです。一般的な食べ物でもそういうことがあるので、いわゆる健康食品をとってという方はもっと信じていらっしゃる方だから難しいのではないかと思っています。

○堀口氏（長崎大学）

梅垣先生、何かつけ加えることはありますか。

○梅垣氏（医薬基盤・健康・栄養研究所）

何回も言いますがけれども、本人がいいと思ってとられているのであればいいのですが、それが本当にいいかどうかというのは、メモをとらないとわからない。例えば半年前1回とりました、それで害が出た。それはないと思います。摂取状況のメモがないとわからないのです。だから、摂取するときは必ずメモをとるといふことと、健康食品だけで健康にはなれないという認識が重要です。摂取するから生活習慣を改善しようとか、そういう取り組みに結びつくのが重

要です。

ちなみに、特定保健用食品の利用実態を調べたことがありますが、生活習慣をしっかりと改善した人はすごくいい体感を得ている。一方、生活習慣の改善を全くしない人は、摂取してもよい体感を得ていない、とっても意味がない。摂取するならば、生活習慣を改善するという取り組みを行うのが原則だと思って使っていたら、いいものはうまく使えると思います。

○堀口氏（長崎大学）

生活習慣を改善することを念頭に置いて使うのがポイントということですね。わかりました。ありがとうございます。

そういう意味では、そのメッセージが実際の製品からは伝わりにくいのかなと思います。今日も違反事例などご提示いただきましたが、例えば、ダイエットに直接つながるものではありませんといったようなデメリットの表示があってもいいかなと思っているのですけれども、どうでしょうかというご質問がありました。先ほど永留さんの方で、広告の部会とか相談の窓口を設けておられるということでしたが、永留さんの方ではそういうものについてはどのようにお考えでしょうか。

○永留氏（公益財団法人日本健康・栄養食品協会）

デメリット表示は非常に難しい問題だと思います。この製品にはこうした効果があると、どんどん積極的にアピールするものが多いかと思います。理想論を言えば、これは一部の方での効果が確認されているが、薬ほどの効き目はありませんといったことを書くのが本当かもしれません。しかし、販売促進をする事業者の方々がこうしたスタンスをとるのは難しいと思います。

ただ、製品パッケージ上の使用上の注意欄、これに関してまだまだやるべきことはあるかと思います。私が所属する日健栄協の認定健康食品（JHFA）の審査の事例をご紹介します。申請製品の表示を見ると、体調などに異常を感じた場合は医師・薬剤師にご相談するといったことが、最後の方に書かれている場合があります。最初は瓶の破損に注意してくださいとか割と軽微な話があって、さんざん読んで読み飽きた頃ぐらいにそういった安全性にかかわる注意表示があるわけです。審査委員の先生からもこうした構成は問題との指摘があり、もうちょっと見やすいところに書くようアドバイスをしております。

日健協の安全性自主点検認証、こちらは安全性の厳しい審査をするのですが、点検対象の原材料の成分が医薬品の効き目を強めたり弱めたりするおそれがある科学的情報がある場合には、最終製品での注意喚起を検討することをお願いしております。特にワルファリンのような、いわゆる血液をさらさらにする薬

の場合は重大な結果を招くわけで、案件により可能性の高さ低さも勘案した上で、場合によっては注意喚起の表示を審査の合格の条件にすることもございます。しかし、中には、こうした表示をすることは消費者の不安をあおるということで難色を示される事業者もいらっしゃいます。日健栄協としてもご理解いただくのに苦勞しております。

配布資料にも書きましたように、適切な注意喚起表示をするということは、良質な企業姿勢の反映でもあるということ、地道に啓発していきたいと思っております。

あとは、やはり消費者の方々にも冷静に製品の表示を見る目を持っていただきたい。注意表示を深刻に捉えて買うのをやめてしまう方が増えると、企業もなかなか書けなくなりますので、消費者の方にも冷静に見ていただきたいと思っております。

以上です。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

表示対策室の方から何か補足のご説明等がありますか。

○阿部（消費者庁）

健康食品に限らず、いろんな商品は、顧客を誘引するために誇張というのは当然含まれていると思っております。私ども所管しています法律は景品表示法と健康増進法になるわけですが、景品表示法においては、著しく優良であるような表示は禁止されておりますし、健康増進法においても、健康の保持増進効果に著しく事実と異なる若しくは人を誤認させる表示は禁止されております。効果・効能をうたうのであれば、事前にそういった根拠をきちっとあらかじめ有しておいてほしいと思っております。

予見性の問題もございますので、私どもとしてはただ取り締まるだけではなくて普及啓発も必要だということで「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」という冊子を取りまとめております。これについては見られている事業者の方もいらっしゃると思いますが、消費者庁のホームページにも同じものが公開されておりますので、ぜひご覧になっていただいて、そういった問題になるような表示もありますし、留意事項もたくさん載っておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

それから、先ほど広告の事例で間違えて認識するような広告があるというお話だったと思いますが、消費者の方々から、そういった表示のこと以外に、利用する側の問題として、たくさんとれば効くとかではなくて、量の概念について消費者の方に余り伝わっていないのではないかというご指摘もありました。そういうことをきちんとわかってもらう必要があるのではないかというご意見もあったのですが、鬼武さん、何か。

○鬼武氏（日本生活協同組合連合会）

割と難しい質問が私の方に来るのですが、量的なことをどういうふうに消費者がわかるかということですか。

○堀口氏（長崎大学）

はい。

○鬼武氏（日本生活協同組合連合会）

これは難しいと思います。私も風邪を引きそうになった状態で毎日、100%のジュースを1週間ぐらい飲んでいたら、中性脂肪の数値が上がってしまって、これはフルクトースのせいであったと後になってわかったぐらいです。自分自身がそういうことも実経験しているので、量的な概念は普通の食べ物でわかるというのは難しいと思います。

普通の食べ方をしていないというのは、旅行に行って、海外だと朝、オレンジが10個ぐらいあって、手搾りで10日間飲んでいたら、フルクトースのとり過ぎになって、中性脂肪の数値がばんと上がったことは後になってしかわからない。自分自身でそのとき量的なことがわかっていたかということ、多分わかっていなくて、別の観点からビタミンCもとれるし、風邪の症状が緩和して、明日は健康になっていいやと、自分自身はそんなことを10年ぐらい前に経験したことがありました。帰国後の健康診断で血液検査を行い、実際に測定値が高かったということがありました。それで気がついたぐらいなので、実際に経験をしないと、量的な概念は自分自身でないとわからないと思います。それを人に幾ら教えても、例えば食塩のとり過ぎは悪い、飲み過ぎたら悪いと言っても、自分自身がスケールを持って考えないとわからないと思います。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

今日、食品安全委員会の松下さんがお見えになっていますが、食品安全委員会がリスク評価をするときにやはり量の問題は出てくるかと思います。この19

のメッセージがまとめられるワーキングの中で、そういった摂取量の話が議論に上ったようなことはあったのでしょうか。

○松下（内閣府食品安全委員会事務局）

このメッセージをまとめる際に特に強調しているのがサプリメント形態の摂取についてということでございます。梅垣先生のご講演にもありましたとおり、普通の食品であれば、かさがあるって毎日たくさん食べられない、飽きて食べられなくなるということがあるのですが、サプリメント形態のものは成分が濃縮されていて、一粒がすごく小さく、簡単にどんどん飲めてしまうということがあるので、私どものメッセージの中では、特に過剰摂取する可能性のあるものについて、注意喚起ということを行っております。

○堀口氏（長崎大学）

梅垣先生、ワーキンググループにご参加されていたと思いますが、記憶に残っている、そういう量の話とか議論の中でありましたか。

○梅垣氏（医薬基盤・健康・栄養研究所）

いいか悪いかというのは、全て摂取量に関係しています。例えば、アスピリンをなめただけで熱が下がるとか、痛みがとれると思う人は絶対いないですね。やはり1錠、2錠飲まなければ効果がない。それは摂取量なのです。例えば食塩とかお醤油でも、皆さん摂取していますが、それらだってかなりの量をとったら危ないですね。全て量に関係しています。量の概念が普通の食品にないのは、余り意識しなくても多くとらないからです。それは食品添加物にも言えることで、安全性の問題は量を考えないとだめだと思います。そういう議論はありました。

○堀口氏（長崎大学）

つけ加えてくださってありがとうございます。

自分が食べているものの量を正確に判断するのはなかなか難しいですが、一般の食品だとこれ以上は食べられないというものも形状が変わっていれば食べられてしまうというところで、上手に食品とつき合っていかなければいけないと思います。

それから、いろいろな方々がこれがいいのではないかというような広告に出て、教授、ドクターがCMに出たりしているのですが、何を信じたらいいのかわからなくなることがある、何々大学の何々先生と共同開発とか、そういうところで信じていいのかわからなくなることがあるというご質問です。それに関し

て、今日、違反事例も言っていただきましたが、私たちはどういうことを注意したらいいのかというところで梅垣先生の方からご指導いただければ。

○梅垣氏（医薬基盤・健康・栄養研究所）

我々のところの健康食品のページは十数年前から運用しているのですが、いまだに知らない人がいます。公的なところの情報を見ていただければいいのですが、インターネットで検索すると、どうしてもメディアの情報や企業の情報が先に出てくる。企業の情報というのは手っ取り早く売るための情報なのです。売るための情報だということを理解して見ていただければいいし、そこに大学の教授、どこどこ大学との共同研究とかと入っていても、それはあくまでも売るための情報だと理解していただくのがいいと思います。

一般の人はNHKが話しているのは正しいと言います。しかし、NHKの情報も科学番組とバラエティー番組があります。科学番組は信用してもいいと思いますが、バラエティー番組はあくまでもおもしろく見ていただく、それは科学番組ではないと解釈していただくような取り組み、情報提供が必要なのではないかと思います。

○堀口氏（長崎大学）

研究結果や実験結果を捏造しているわけではないのだろうけれども、大学教授や医師が言っていることについてどれくらい信憑性があるのか知りたいということもご質問に書き加えてあります。

○梅垣氏（医薬基盤・健康・栄養研究所）

それは、先ほど言いましたが、一般的な読み物の解説書と一次情報である原著論文の違いを理解する必要があると思います。情報を調べるときは原著論文をたどる必要があります。我々の研究所のデータベースは、原著論文が必ずたどれるようにしています。実験というのは間違っても出る場合もあります。ある程度年月が経って、論文情報が間違っていたとしても、それがどの論文であるかが辿れば、その情報の取り消しができます。もとの論文がどれかがわかって初めて取り消せます。そういうことも考えていただければいいのではないかと思います。

○堀口氏（長崎大学）

私の経歴で肩書を見てもらえればわかるかと思いますが、医学博士号を取っています。それは公衆衛生という医学の専攻課程の中で大学院を卒業したからなのですが、私はお医者さんではなくて歯科医師免許しか持っていません。医

学博士というのは結構、皆さん騙されがちなので、お気をつけいただければいいかなと思います。別にお医者さんではなくても、医学の大学院で学んだり、そこで知見を得て論文を書いて卒業すれば医学博士になれますし、それこそ食品の機能性などを研究しているのは農学部の先生であったり、理学部の先生であったり、様々なところに所属されていると思いますので、肩書だけを信用するのではなく、梅垣先生のところのホームページなどたどっていただければ真実のところが見えてくるということだと思います。

○梅垣氏（医薬基盤・健康・栄養研究所）

手短かに言いますと、有効性については動物実験とか試験管の中の実験結果だけなら、ヒトが摂取して効果があるかわからない。だから情報を見るときは、ヒトでどうかというに注目するのがポイントです。ただ、安全性の場合はヒトでは簡単に試験ができませんから、安全性については動物実験、試験管の実験も参考にするという考え方でいいと思います。

○堀口氏（長崎大学）

どうぞ。

○永留氏（公益財団法人日本健康・栄養食品協会）

ちょっと追加させていただきますが、インターネットの情報にはいろいろおもしろおかしく、医学博士、医師、薬剤師、管理栄養士、こういう肩書で書いている記事があります。中には本当にいいかげんな記事もあります。やはり最低限科学的根拠の出典情報、論文の掲載雑誌名や論文タイトルが必要で、これらが無いような記事は最初から信頼できないと思っていただいた方が良いでしょう。

○堀口氏（長崎大学）

それから、消費者は本当に表示を見ているのかというご質問があったのですが、表示について、例えばその意味がわからない、そういったことで消費者庁にご相談というか、例えば厚生労働省の方に表示に関してとか、食品安全委員会もそうですし、PIO-NETもそうなのですけれども、表示について消費者から特に多いご指摘はありますか。

○芳賀（消費者庁）

特に多い指摘については、今、データを持ってきていないので明示的に答えはできませんが、表示に関するお問い合わせは、専門の窓口がありまして、

そこで複数の電話照会の者が日々対応させていただいている状況です。

○堀口氏（長崎大学）

見ている人は見ているし、見ていない人は見ていないだろうと思いますが、渡邊さんは、表示に関して購入される側の方から何かご相談を受けることはありますか。

○渡邊氏（公益社団法人日本薬剤師会）

まず、表示はほとんどの方は見ていませんね。ですから、その説明をする必要が出てきますし、表示内容も肝心の情報が全部網羅されていないものですから、わからないのです。判断できない以上はお勧めできませんというような言い方をするときもあります。

○堀口氏（長崎大学）

わかりました。

大体、今日のテーマに沿ったご質問はこのようなことかなというところで主催者側とパネルディスカッションを組み立てさせていただきました。

残り、少し時間がありますので、今のディスカッションを踏まえた上で、フロアから質問を受けたいと思います。

私が指名しましたら、係の者がマイクをお持ちしますので、できましたらご所属とお名前をお願いいたします。

注意事項としましては、本日ご参加いただけなかった方を含めて、今日のパネルディスカッションや資料を後で広く情報提供させていただくことを目的に議事録をとるということです。関係府省のホームページで後日、公表予定です。議事録にご所属、お名前を掲載させていただくことに不都合がある方は、その旨、お申し出いただければと思います。

余り時間はないのですが、多くの方にご質問を受けたいと思っていますので、お一人様1問ということをお願いいたします。回答に対する再質問を含めて2往復ぐらいとさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、一番後ろにおられる方。

○質問者A

私、NPOの「神奈川県消費者の会連絡会」から参りましたイマイと申します。

今回のテーマであります健康食品と上手につき合うために必要なことというふうに考えたときに、やはり表示かなと思います。表示の中でも、特に1日当たりの摂取目安量とか、摂取する上での注意事項というのは、本当は消費者が

必ず見なければいけないことかと思いますが、余りにも小さくてどこに書いてあるかさえもわからないというのが現状なので、これからも注意しながら上手につき合うとするならば、この辺の表示をもっと大きく工夫していただけることでできるのかなと思っております

以上です。

○堀口氏（長崎大学）

だんだん高齢化になってきて、表示を大きく書いていただきたいというお話だと思いますが、永留さんの方で今のお話について何か補足とかありますか。

○永留氏（公益財団法人日本健康・栄養食品協会）

先ほどお話ししました認定健康食品（JHFA）では、中身だけではなくパッケージの方も審査の対象になっております。もちろん、字の大きさは法律上の規定がありますから、これを守るのは当然です。ただ、先ほど申しましたように、大事な説明はもっと先に書くとか、できればなるべく大きく書くということをお願いしております。

やはりパッケージの面積に非常に制約がありますので、正面に長々とそういうものを書けないというところがございます。これは日健栄協も業者さんも悩ましいところです。ただ、良心的な業者はわかりやすい書き方をされているという印象は持っております。

○堀口氏（長崎大学）

消費者庁の方から今のご意見に関して。

○芳賀（消費者庁）

1日摂取目安量や摂取上の注意事項は、ご指摘いただいたとおり大事なので、義務表示にしています。トクホもそうですし、機能性表示食品もそうです。

あとは、限られた表示面積で何を大きく表示されたいかという企業側のお考えも含め全体のお話になりますが、一定のポイント以上であれば特段、法令違反にはなりません。ただ、表示全体で消費者の方に事実をしっかり伝えていただくために食品の表示というのはありますので、それに尽きますから、皆様のお力添えをいただいて適切な表示が増えるようになればと思っております。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

それでは、他にご意見、ご質問は、そちらの男性の方をお願いいたします。

○質問者B

ハヤシと申します。

森田先生への質問で、カフェインの過剰摂取に関してのことです。こちらの許容量と実際に飲料などに入っている量からすると、私自身もウーロン茶などを1日2～3リットルすぐ飲んでしまうところがあって、簡単に許容量を超えてしまう数字かなと感じました。実際にカフェインを飲んで死んでしまう量からしたら、多分少ない量だと思いますが、カフェインの摂取によって睡眠不足が発生して他の病気を引き起こすということを考えると、カフェインというのはここに書かれているとおりに本当に気をつけて見なければならぬ数字なのではないかと感じました。飲料に記載する数値だとか、先ほどお話に出たような1日の摂取の目安という形をもう少し「見える化」するような取り組みというのは予定されているのでしょうか。

○堀口氏（長崎大学）

森田さん、お願いします。

○森田（厚生労働省）

今日、担当が来ているので、細かいところはそちらでお願いしたいと思いますが、飲料の関係はこの資料の中でも出ていますが、ウーロン茶でも20mg、玄米茶で10mgあるということです。お茶系統のものはカフェインがないわけではない。ただ、カフェインの影響は、ある一定の時間にその量をとると作用が出てくるということです。2リットル、3リットル飲むといっても、例えば10分間で飲むみたいな話ではもともとないでしょうから、長くなればなるほど代謝されながら摂取するという流れになっていきますので、悪影響が出てくる量（摂取する総量）が変わっていく形にはなります。ですから、意図的ながぶがぶ飲めば別ですが、通常のお茶で普通に飲んでいて何かしら悪影響が出てくるというのは考えにくいと思っています。細かな話につきまして、担当から説明いたします。

○堀口氏（長崎大学）

どうぞ。

○新井（厚生労働省）

こちらから失礼します。厚生労働省食品基準審査課の新井と申します。
先ほどのお問い合わせの件で、1日の摂取量という話がございましたが、今、

お手元にお配りしております厚生労働省の「過剰摂取に注意しましょう」という紙に、日本というわけではございませんが、カナダの保健省の1日当たりカフェイン摂取量の健康な成人の量について400mgというものを書かせていただいております。このようなものをご参考にさせていただきたいと思っております。

先ほどの方は比較的多く飲まれているところかと思いますが、カフェインにつきましても、個人によって感受性が違うところがございます。ごく少量でも体調を崩される方もいらっしゃいますし、ある程度飲んでもそういったことが生じない方もいらっしゃいますので、先ほど先生方のお話もございましたが、ご自分の飲む範囲で、経験も含めまして、できるだけ飲み過ぎを注意していただくような形が一番よろしいかと思っております。

○堀口氏（長崎大学）

取り組みについてということで、松下さん、食品安全委員会の方でのカフェインに関する取り組みについて情報提供をお願いします。

○松下（内閣府食品安全委員会事務局）

今年度、食品安全委員会においてもカフェインの過剰摂取についていろいろ情報提供しています。食品安全委員会の季刊誌がございまして、そちらでカフェインの過剰摂取について皆さんに情報提供しているとともに、意見交換会を設けまして、先日、東京と札幌で行いました。東京会場については応募者多数になったために、3月にもう一度開催する予定にしております。その情報をまたホームページに載せますので、よろしければご参加いただければと思います。

以上です。

○堀口氏（長崎大学）

よろしく願いいたします。

では、前の方。

○質問者C

私、製薬ベンチャーのニップファーマのハシモトと申します。

お伺いしたいのですが、現在、弊社では輸入健康食品、サプリメントの事業化を検討しております。その際に、医薬品該当について医薬品リスト云々というのを調べているのですが、輸入健康食品の成分の中に医薬品成分が含有量にかかわらず含まれていた場合は、サプリメントとして販売できないという理解で合っているかどうか、教えていただけますでしょうか。

○堀口氏（長崎大学）

厚生労働省、森田さん。

○森田（厚生労働省）

担当が違いますから正確なお答えをできているかどうかというのはご容赦いただきたいのですが、医薬品として扱えるものの中で、専ら医薬品として使われる成分と、医薬品的効能効果を標榜しない限り食品として使用できる成分、こういう成分をくくったリストが医薬局の方から通知の中で出されています。専ら医薬品として使われている成分の中に入ってきている成分が仮にその中に入っているとすれば、これは医薬品として扱われるということになります。

ただ、一部、例外が若干ありまして、その成分の中でも、例えばガンマオリザノールみたいなものが一部ありますが、そういった普通の食品でも分析すると出てくるようなものもあります。普通の一般の食品で含まれているからといって医薬品になるかということ、そういう扱いはしていないものもあるので、そういう一部の例外はありますが、基本的に専ら医薬品として使われる成分のリストに載っているものが健康食品の錠剤・カプセルの中に入っているとすれば医薬品として扱われるのではないかと思います。

以上です。

○堀口氏（長崎大学）

保健所に相談に行ってもいいのですか。

○森田（厚生労働省）

食品として輸入したい相談であれば、検疫所の輸入食品の窓口があります。ただ問題は、医薬品なのかと言われたときは、医薬の担当のところが地方厚生局（注：実際には都道府県等の薬事担当部署が対応）にあたりますので、そういうところにご相談するというのもいいのではないかと思います。

○堀口氏（長崎大学）

では、後ろの方に最初に手を挙げた方がいらっしゃいました。

○質問者D

筑波大学の医学医療系のトオヤマと申します。

僕は、健康食品という言葉を使わないようにした方がいいのではないかとこの観点からご意見をお伺いしたいと思います。

梅垣先生も、辞書などに広く使われているので、今さら健康食品という言葉

をやめるのは無理だとおっしゃいましたが、一般的に世の中で健康食品を使わないというのではなくて、少なくとも行政の方の文書から健康効果を暗示させるような、あるいは健康効果に資するということを認めるような用語を使うというのはどうなのでしょう。つまり、こうした食品の安全性、リスク評価をしたり、場合によっては管理するという観点から考えたときに、健康食品という用語が法律上定義されていないわけですから、やはり使わないようにするか、あるいは逆にちゃんと定義するか、どちらかにした方がいいのではないかと思います。

作って売る側が健康食品という言葉を使う、それはご自由になさればいいと思うし、それをもとに買いたい人が買うのは、それも自由だと思います。ただ、行政文書からはエビデンスがない限りは使わない方がいいだろうというのが僕の意見ですが、いかがでしょうか。

○堀口氏（長崎大学）

梅垣先生、どうですか。

○梅垣氏（医薬基盤・健康・栄養研究所）

言われるのはもっともだと思います。その問題については、20年ぐらい前から議論しているのです。いわゆる健康食品というように、「いわゆる」を絶対つけなければいけないと話をしている人がいたのです。ただ、行政の文書の中に、例えば定義すると余計に混乱すると思います。健康食品というものはこういうものということを経営者に伝えるのが必要だし、行政文書に入れると言っても、一般の人からはかなり離れていくと思います。行政文書であっても、一般の人がわかりやすいようにするのがいいのではないかと個人的には思います。

○堀口氏（長崎大学）

鬼武さん、どうぞ。

○鬼武氏（日本生活協同組合連合会）

よく海外の人と話をするとき、今回の件はやはり少し冷静に考えた方がいいかなと私は考えています。と申しますのは、いわゆる健康食品は欧米では、Functional foodsとかNutraceuticalsという言葉が使われていまして、アメリカのFDAのサイトを見ますと「Terms such as “functional foods” or “nutraceuticals” are widely used in the marketplace.」とあって、市場では使われています。「Such foods are regulated by FDA under the authority of the Federal Food, Drug, and Cosmetic Act, even though they are not

specifically defined by law.」と書いてあって、明確に毅然とした対応をFDAは行政として執行側としてとっていると理解しています。

同様にEUでもEuropean Commissionがジョイントリサーチということで「Functional Food in the European Union」という報告を出していますが、欧州委員会のDG SANTEという保健・食品安全総局ではFunctional Foodということに言及したことは今までないと理解しています。

そういう点からすると、前から何度か、厚労省が規制した時代から、それから2009年の消費者庁ができたときに健康食品の表示に関する検討会で定義はどうするのだという話があって、少なくとも行政側は使わない方がよいので慎重に対応すべきであるとの意見を述べました。行政側が使っていると消費者は皆そういうふうに頭の中にすり込まれるので、やはり私は先生のおっしゃる方に賛同します。

以上です。

○堀口氏（長崎大学）

ありがとうございます。

それらにつきましては、多分、パブリックコメント、法律の改正、いろんなことがこれからあると思いますので、皆さんそれぞれそういうときにご意見をしっかり述べていただくのがよろしいかなと思います。

時間が迫ってきましたので、あとお一人ということで、さっき手を挙げておられた方をお願いいたします。

○質問者E

鈴鹿医療科学大学のナガムラと申します。

保健機能食品制度のトクホが始まるころからいろいろな検討会が何回もあって、厚労省だけのとき、それから消費者庁ができてから、つい最近では食品衛生法の改正についての検討会、報告書の最後に全部書いてあるのは、リスクコミュニケーションをどうするかというところをもっと具体的にしないでいいということなんです。

実際、既にいただいていた資料もありますが、非常にいい資料を行政側として作られましても、今日ここに集まってくるような人たちはすごく関心が強くて、この資料を見られたらすぐ勉強される方なのです。ところが、一番これを知らせたいのは、こういうところへも出てこれない、テレビを見て「ああ、すばらしい」と思われる方々です。こういう方々にどう教育をしていくかということが非常に大事だと思います。

保健機能食品制度がスタートしたときに、厚労省からアドバイザーリースタッフ

フという形でのリスクコミュニケーターの制度をしてくださいというのが出ていて、まともにやっていた人たちもいることはいるのです。私もそのうちの一人だと思っておりますが、やはり本当の意味で一般消費者にというか、関心がなく、テレビとか、そこら辺の引っかけの商売の人たちにひっかかるような人たちにちゃんと情報を伝えるための制度を確立していただきたいと思っております。質問というよりお願いです。

○堀口氏（長崎大学）

情報を的確に適切にいかにつけていくかというところできちんとした制度なりを構築していくことが近々の課題というご指摘であったかと思えます。

大体お時間になりましたので、パネルディスカッションをこれにて終了させていただきます、司会進行の方にマイクを渡したいと思えます。

皆さん、パネルディスカッションにご協力をどうもありがとうございました。（拍手）

○司会（消費者庁・藤田）

本日、皆様、ご熱心なご議論と活発なご質問、ご意見等をいただきまして、ありがとうございます。いただきましたご意見等を我々も持ち帰りまして、今後の施策の参考にさせていただきたいと思えます。

また、本日、皆様がここで得ました情報をもとに健康食品とよりよいお付き合いができるとともに、我々がここでお伝えした情報というのは、ここにしか伝わらないのでは非常にもったいないので、持ち帰って誰かに伝えていただければと思えます。

今お話がありましたように、どうやって他の方に、テレビを見て「ああ、そうだ」と信じる方にこういう情報を伝えるかというのがキーだと我々も考えておりますので、お友達などにこういう話があったという話をしていただくと草の根的に広がっていくのではないかと思えます。ぜひよろしくお願ひいたします。

本日は、円滑な議事の進行にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。時間がちょうどとなっております。本日、これで終了いたしますが、我々が次の企画を行う際には、皆様からのアンケートが非常に重要になります。封筒の中にアンケートが入っていたと思えますので、必ずそれを書いて、丸をつけるだけで結構ですから、回収箱に入れていただければと思えます。皆様の声を踏まえて次の企画を考えますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

それでは、皆様、長時間ご協力いただきまして、ありがとうございました。本日の会をこれで終了いたします。どうもありがとうございました。（拍手）